

インフラの広域的な管理・強靱化に向けた 地方行財政制度の見直し

【第 1 5 回国土強靱化推進会議 御説明資料】

令和 7 年 9 月 2 5 日 (木)

総務省自治行政局行政課

持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会報告書(ポイント)

1. 人材不足等の課題

- 生産年齢人口はピーク時から約1,100万人減少し、既に自治体では**専門人材**(技術職員、デジタル人材等)等の不足が喫緊の課題
- **団塊ジュニア世代**(毎年約200万人出生)の退職によって、今後は一般行政職員を含め**人材不足が深刻化**

○ 市町村が本来注力すべき事務に注力し、各地域が**個性豊かで活力に満ちた分権型社会**を実現するため、これまでとは異なる**新たな視点**で、**個別の事務の課題を踏まえた対応や制度の見直し**の議論を進めることが必要

2. 事務処理に関する課題と対応

- 対応方策は、事務を**減らす**、**まとめる**(水平連携・垂直補完)、**担い手を広げる**(民間活用・住民参加)、**生産性を高める**こと
- 各行政分野(10分野)の**個別の事務**まで踏み込んで課題を分析し、分野横断的な**検討の視点**を抽出
- 今後、この検討の視点を参考に、その他の行政分野も含め、**事務処理上の課題分析**を行い、**対応方策を検討**することが必要

＜検討の視点＞

- ①事務量
- ②事務内容
 - ・事務の性質(企画立案～定型業務)
 - ・国・都道府県・市町村間の事務内容の共通性
- ③事務処理に必要なリソース
 - ・事務処理に求められる人材の専門性
 - ・事務処理の難しさ、経験・知見の必要性
- ④その他事務処理のあり方
 - ・対面や実地での事務実施の必要性
 - ・事務処理に当たり踏まえるべき地域の事情・特性
 - ・行政分野を超えた連携や地域の多様な主体との連携の必要性

※**デジタル技術の活用**は、事務のあり方の前提を変え得る。

＜研究会で課題分析のために取り上げた行政分野(10分野)＞

(福祉) 介護保険、国民健康保険、老人福祉施設、保育
(教育) 小中学校教育 (インフラ) 道路、上下水道 (農業) 鳥獣被害対策
(環境) 地球温暖化対策 (消費者) 消費生活相談

(分析例) 介護サービス事業者の運営指導

- ・中小規模の市町村では事務量が小さくノウハウの蓄積が困難。
- ・事業者との連絡調整はデジタル化による負担軽減が可能。
- ・実地検査は数年に一回であり、日常的な実地性は高くない。
- ・事務処理に当たり広域的な視点が求められるものではない。
- ・事業者指導については、市町村のほか都道府県も同種の事務を行っている。民間にも事務受託法人が存在する。

⇒ 地域事情に応じ、大都市や都道府県が代わりに行うことや、民間法人に委託することが効果的だと考えられる。

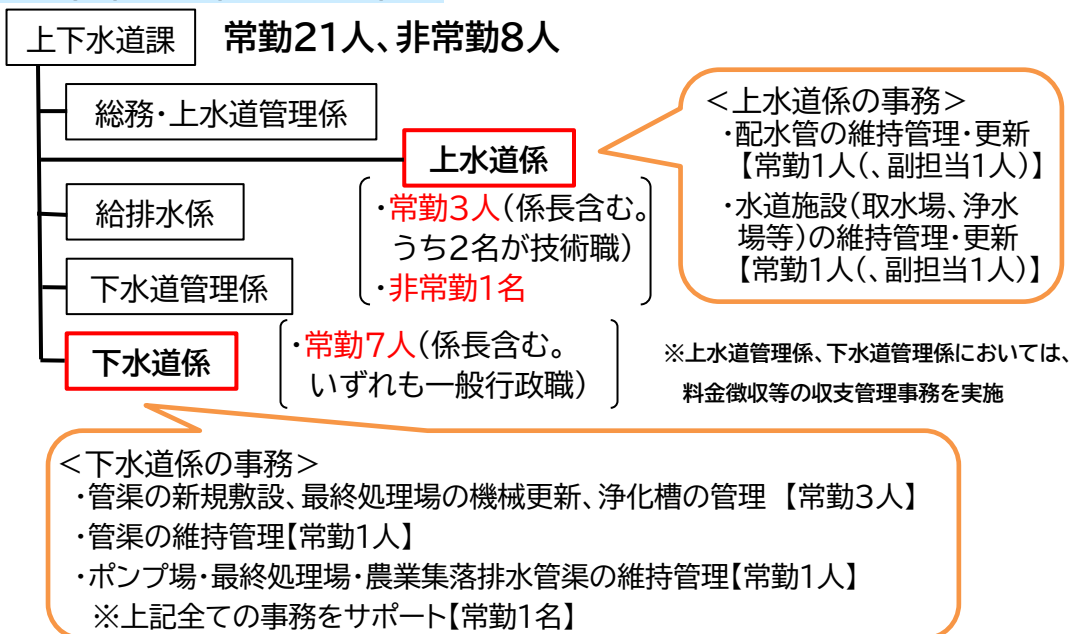
3. 今後の進め方

- **各都道府県が**、地域の状況を踏まえ、**市町村の検討を支援**(**国としても具体的な対応方策について一定の選択肢**を提示)
⇒ 地方の検討状況を踏まえ、制度上対応すべきものについては、**国・都道府県・市町村の役割分担の変更等の制度見直し**

市町村の事務処理体制(上下水道)

- 人口5万人規模の市では、管路の新設、管路の維持管理、施設の維持管理など各業務を分担して行っているほか、特に専門的知見が必要な上水道の業務に技術職複数名を充てている状況が見られる。
- 人口1500人規模の小規模町村では、水道含め係業務全てを一般行政職1名のみで担当している状況が見られる。

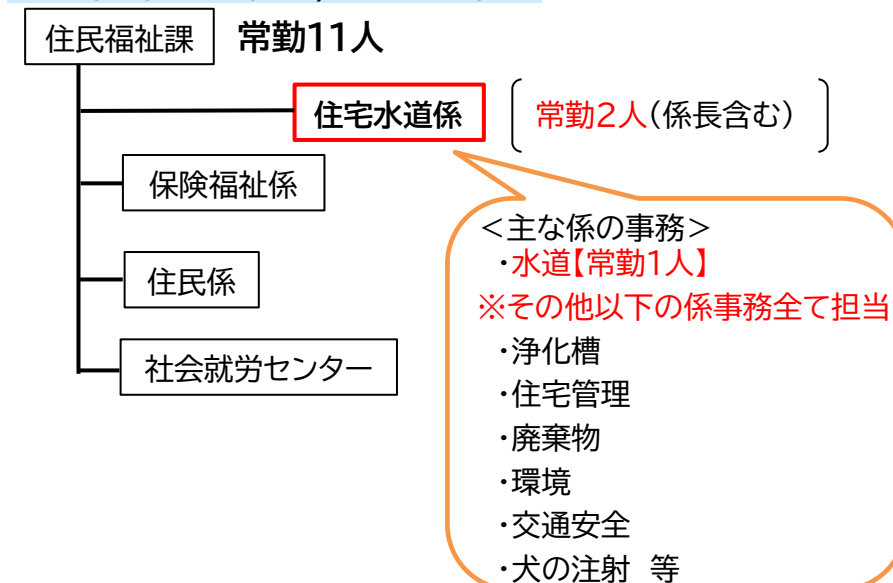
<A市(人口約5万人)>



<業務の詳細>

- 【水道】現在給水人口(戸数):46,073人(21,127戸)、水道施設数:8か所
- 水道事業(配水管・水道施設の維持管理・更新)を実施。配水管等が法定耐用年数を迎える中、更新工事を平準化して計画的に実施。
 - 水道用水供給事業は福岡地区水道企業団(15団体で構成される一部事務組合)が実施。
 - 定年退職により技術職員は徐々に減少し(7名→2名)、専門性を要する水道施設の運転管理は直営から切り替え、現在は民間に委託。
- 【下水道】污水处理人口普及率:99.2%、下水道処理人口普及率:86.3%
- 常勤7人に技術職員がいないが、公共下水道事業区域内の管渠の新規敷設・維持管理・更新や下水道施設の維持管理等の技術的業務も含めて全て実施。
 - 下水道施設の運転管理など専門性を要する事務については民間委託。

<B村(人口約1,500人)>



<業務の詳細>

- 【水道】現在給水人口(戸数):1,375人(718戸)、水道施設数:12か所
- 常勤2人中、技術職員はおらず、簡易水道業務(配水管・水道施設の維持管理・更新)を1人で担当。
 - 法定耐用年数を迎える水道管について、更新工事を実施できておらず、わずかな補修工事を実施するにとどまっている。
- 【下水道】污水处理人口普及率:77.5%、下水道処理人口普及率:一
- 下水道は通っておらず、浄化槽処理やくみ取り式にて対応。

污水处理人口普及率:行政人口に対し、公共下水道、農業集落排水、浄化槽等の生活排水処理施設を利用できる人口の割合

下水道処理人口普及率:行政人口に対し、下水道処理区域内人口の割合

業務の概況と課題(上下水道における課題への対応)

- 市町村においては、**更新が必要な管路の増加**に伴う対応や、点検等の維持管理について、**少ない技術職員で実施することに困難を感じている団体もある。**
- 経営の効率化・基盤強化の観点から、**都道府県の主導により広域化**が進められている例があるが、**地理的要因や資産の老朽化の状況の違い、料金の差等**が課題。小規模団体の支援については、**地方共同法人(日本下水道事業団)**による受託や**技術的支援等**も行われている(代行は少数。)

【主な役割分担】 水道法及び下水道法上、水道事業・下水道事業は原則として市町村が経営するものとされている。

【業務の概況】

- A市(人口約5万人)では、3名(うち技術職2名)で水道の維持管理を担当(工事や浄水場の運転管理は民間に委託。)。法定耐用年数を経過した水道管の増加に伴い、**漏水の発生件数が増加**。下水道の維持管理については、6名(**全て一般行政職**)で担当しており、管路の点検は一部業者に委託して実施しているが、**専門的な内容の理解が困難な部分がある。**

【課題解決に向けた取組】

- 広域化の取組により**専門人材を広域で確保**することで、維持管理水準の確保を図る取組が進められている。

◆ 広島県では、**14市町と県が広域連合企業団を設立して水道事業等を統合し、維持管理等の費用の削減や水道料金上昇の抑制を図っている。**また、企業団が独自に採用を行って**専門人材を確保**することで、土砂災害対策等を講ずるほか、**基幹管路の耐震化率の全国平均以上への引上げ**など、施設の強靱化にも取り組むこととしている。

* 都道府県は水道基盤強化計画を策定し、広域連携に必要な施設整備の内容等を定めることとされている(P26)

◆ 秋田県では、**県・市町村・民間事業者が出資して官民出資会社を設立し、地方公共団体の下水道事業に係る計画策定や事業運営、技術継承を支援**することとしている。

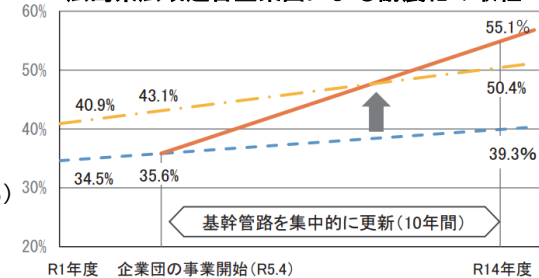
- **地方共同法人**である日本下水道事業団が、**終末処理場等の建設工事の受託(R5実績:479箇所)**や**技術的援助等**を行っている例がある。議会の議決を経た上で、**補助金の交付申請や積算・発注なども含めた工事一式を代行**できる仕組みもあるが、令和元年度以降の活用実績は1団体のみ(※)であり、活用が十分に進んでいるとは言えない。(P25)

(※) 日本下水道事業団HP 事業報告書を基に事務局において集計

<取組に当たっての課題>

- 各団体における水道事業の経営状況等に差がある中で、広域化によるメリットに差がある状況。また、下水道事業にあつては、団体により敷設時期が異なることや、雨水は全額公費によることなどから、関係機関で費用負担に係る合意形成が必要。

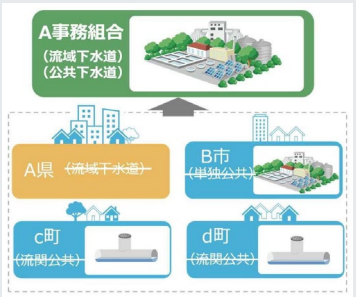
広島県広域連合企業団による耐震化の取組



(出典) 全国上下水道コンサルタント協会広報誌 基幹管路の耐震化

事業統合等について(水道事業・下水道事業)

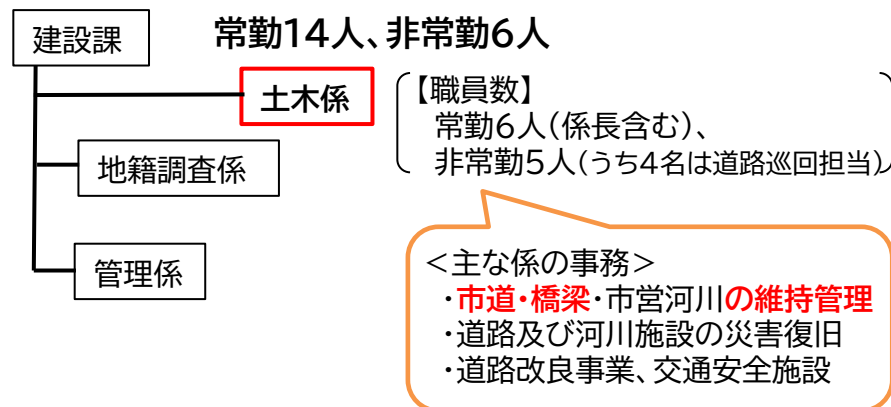
- **水道事業**については、**都道府県が水道用水供給事業を行っている**ことなどから、**都道府県と市町村が一部事務組合等を設立**して事業統合や経営の一体化を行っている事例が見られる。
- **下水道事業**については、下水道整備の際に**市町村同士で一部事務組合等を設立**した例があるが、既に公共下水道に着手している市町村が事業統合や経営の一体化を行った事例は近年ない。ただし、**県単位で官民出資会社や公社を活用して経営基盤を強化する取組**を行っている事例が見られる。

		水道事業に係る事例	下水道事業に係る事例
市町村同士の事業統合等	市町村同士で一部事務組合、広域連合を設立 	・中空知広域水道企業団 ・群馬東部水道企業団 ・秩父広域市町村圏組合 ・燕・弥彦総合事務組合 ・淡路広域水道企業団 ・佐賀西部広域水道企業団 など	・日立・高萩広域下水道組合 ・坂戸、鶴ヶ島下水道組合 ・皆野・長瀬下水道組合 ・君津富津広域下水道組合 ・木曽広域連合 など ※ 上記はいずれも公共下水道の事業着手に際し、一部事務組合や広域連合を設立した事例であり、既に公共下水道に着手している市町村が事業統合を行った例は、近年はない。
都道府県と市町村の事業統合等	都道府県と市町村が一部事務組合、広域連合を設立 	・香川県広域水道企業団 ・かずさ水道広域連合企業団 ・奈良県広域水道企業団 ・広島県水道広域連合企業団 ※このほか、水道用水供給事業を行う一部事務組合・広域連合が6つ存在。	事例なし ※事業統合等にまで至らないものの、秋田県(官民出資会社の設立)や、長野県(下水道公社による維持管理の広域化・共同化)等、県単位での取組が見られる。

市町村の事務処理体制(インフラ管理(道路))

- 人口5万人規模の市、人口1,500人規模の小規模町村では、**技術職員を配置できておらず、技術的業務も含め全ての業務を事務職員が実施**しており、維持管理に係る発注や、道路巡回、住民からの情報提供の受付などを行っている実態が見られる。

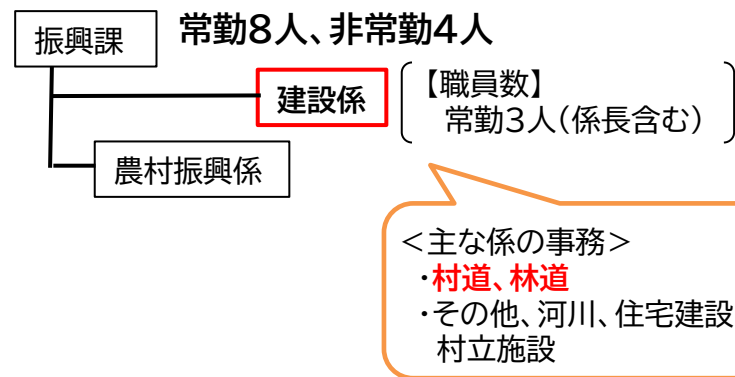
<A市(人口約5万人)>



<業務の詳細>

- 常勤6人の職員中、**技術職員はおらず、技術的業務も含め全ての業務を事務職員が実施**。
- 住民からの情報提供(自治会の要望、庁舎来訪、電話、メール、市LINE)や、日常的な**道路巡回(4名の非常勤職員で週4日実施)**により損傷箇所を発見し、修繕(月50件程度)を実施。

<B村(人口約1,500人)>



<業務の詳細>

- 常勤3人の職員中、**技術職員はおらず、技術的業務も含め全ての業務を事務職員が実施**。
- 住民からの情報提供(自治会の要望、庁舎来訪、電話)や、日常的な道路巡回(3名の職員で実施)により損傷箇所を発見し、修繕を実施。

②事業者への維持管理等に係る発注

- **一般行政職員**が事業者への発注に当たっての仕様作成を行わざるを得ない市町村では、**仕様が適正かどうか**等についての**判断が困難**なケースが生じている。
- 広域的な維持管理の取組として、各団体が事業者と契約を締結する**共同発注**や、**他の地方公共団体への委託**を行っている例があるが、**維持管理水準**や**責任分担**の調整、**受託側においても人材が不足しておりメリットが不明確**であるといった課題がある。

【業務の概況】 想定作業量から事業費を積算した上で、**仕様を作成**。公告・入札を経て、事業者と契約手続を行う。

【事務処理上の課題】 技術職員がいないため、**一般行政職員**が研修等を受講して業務に従事しているが、**仕様の作成に当たって必要な知識を十分に備えていない**。(市町村)

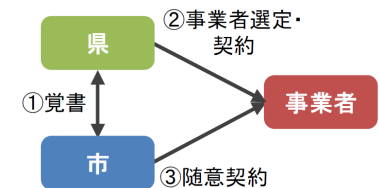
【課題解決に向けた取組】

県と市による共同発注(静岡県・下田市)

県道と市道の日常維持管理を**同一の事業者へ委託**。

- 【効果】
- ・ 市の発注事務の軽減、業務の効率化(近隣箇所をまとめて作業等)
 - ・ 県・市の業務量(業務時間)が36%削減

【課題】 将来的に**連携市町村が増えた場合、事務手続が煩雑**となり、**事業者の事務負担が大きくなる**可能性がある。

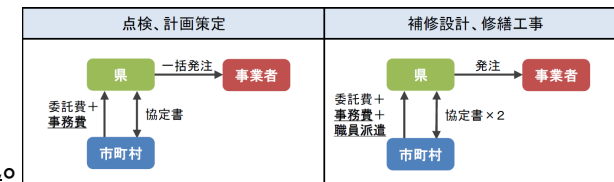


市から県への点検等業務の委託(奈良県)

県が、県と複数市町村の業務をとりまとめて橋梁点検等を**一括発注**。市町村が**県へ職員を派遣**し、県職員のサポートを受けながら自らの市町村の橋梁の補修設計等の業務に従事。

【効果】 修繕の着手率、完了率が全国平均を上回る。

【課題】 **県の技術職員数も減少**しており、県内市町村の補完のための**人的リソースが不足**。



(出典)国土交通省「第5回群マネ計画検討会」(令和6年12月16日)資料

<取組に当たっての課題等>

- ・ 共同発注について、**一括して契約事務**を行う団体にとっては、**業務が増えることになる**ため取り組みづらい。(中核市)
- ・ 団体によって**維持管理水準(パトロールの頻度等)**が異なっているほか、**瑕疵があった場合等の責任の所在の明確化を図る必要**。

※ 令和7年2月7日に閣議決定された道路法改正案において、道路管理者間の協議により道路の点検や修繕等を他の地方公共団体が代行できる制度(連携協力道路制度)等が盛り込まれている。

業務の概況と課題(インフラ管理(道路))

⑤修繕(工事)

- トンネルや橋梁といった道路構造物の**大規模修繕**には、**高度な専門性や技術力が求められることから、技術職員が不足している小規模団体**においては、**工事の積算や施工管理**を実施することが難しい。
- **高度な技術力を要する修繕や、災害復旧などの大規模工事等**については、道路法上の**代行制度**を活用して、技術力不足を補うことが考えられるが、今後、**技術職員の不足**が各地で**更に深刻化した場合の体制の確保**が課題と考えられる。

【業務の概況】 ・ 点検(トンネル・橋梁は5年に1回の法定点検)により発見した**損傷箇所**について、修繕を実施。

【事務処理上の課題】 ・ 橋梁の修繕には、**高度な専門性や技術力が必要**であることから、**技術職員がいない小規模団体**においては、工事の積算や施工管理の実施が困難。

【課題解決に向けた取組】

高度な技術力を有する修繕や災害復旧工事の代行

道路法において、以下のような代行制度が設けられている。

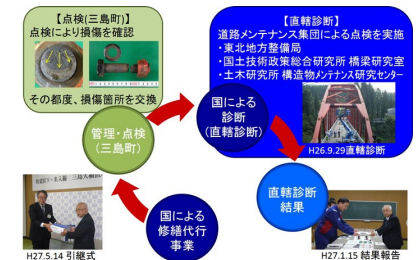
- (1) **高度な技術力・機械力を要する一定の修繕工事**について、**国が本来の道路管理者に代わって行うことができる**。(平成25年創設)
- (2) **災害が発生した場合、都道府県が市町村に代わって災害復旧工事等を行うことができる**。(令和2年創設)

◆活用例(福島県三島町)

- ・ 三島大橋では、高力ボルトの破断・脱落や鋼部材の塗装、床版の劣化損傷が進行していたが、**補修には高度な専門知識・技術力を要するため、技術職員がいない町では対応が困難**。
- ・ 国に要請し、地方整備局の職員などで構成する「道路メンテナンス技術集団」の派遣を受けて直轄診断を行い、**国による修繕代行事業**(上記(1))として橋梁保全対策を実施。

<取組に当たっての課題等>

今後、技術職員がいない市町村が更に増加することが想定される中、**代行制度を希望する団体が増加した場合、代行する側の工事实施体制の確保に影響が生じる可能性もある**。



(出典)国土交通省東北地方整備局郡山国道事務所HP
日本経済新聞、2015-5-2、
<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO86351360R00C15A5000000/?msockid=091edf68876d6eb22460ca2c86356f52>、(参照2025-2-11)

各行政分野における課題等を踏まえた検討

上下水道

- 上下水道事業については、事業に従事する職員数が減少傾向にある中、技術職員を含めた業務処理体制の確保が必要であり、広域的な対応が有効か。資産の老朽化の状況の違いや料金水準・経営状況の差などが、広域化に当たっての課題となっている中、広域化をどのように推進すべきか。
- 広域化に当たっては、市町村間の連携を図ることに加え、都道府県が流域下水道の設置・管理や、水道用水供給事業を行っている場合等には、都道府県に上下水道事業運営に関する専門知識やノウハウがあることから、都道府県・市町村の枠を越えて取り組むことが効果的か。
- 全国規模の地方共同法人による工事の受託や代行の活用を更に進めることも考えられるか。

インフラ管理

- 道路整備の計画については、引き続き各道路管理者において、地域の実情を踏まえて行うことが必要。
- 道路管理については、修繕等の仕様作成等に必要な技術的な知見の不足が課題。管理者によって実施する業務に大きな差はないことから、地方公共団体の枠を越えて維持管理に取り組むことが効果的か。受託側のインセンティブやリソースの確保をどのように考えるか。
- 道路の損傷箇所の確認については、住民による通報や民間事業者など外部リソースの活用が効果的か。中小規模の団体でも取組を進めるためには、費用を抑えてデジタル化を進めることができるかが課題か。

課題に応じた対応方策の検討の視点①

事務への着目

①事務量

- 事務処理の体制に比して事務量が大きい場合や、事務量が小さく効率性が低下している場合、市町村間の連携や都道府県・国による補完、民間リソースの活用等も含め検討が必要。

②事務内容

事務の性質(企画立案～定型業務)

- 各地域の特性を踏まえた企画立案的な性質が強い事務は、市町村自ら又は市町村間連携により行う必要性が高い。一方、事務処理の主体によって内容に差が生じにくい定型業務の性質が強い事務は、市町村以外の主体による実施も含め検討が必要。

国・都道府県・市町村間の事務内容の共通性

- 市町村と都道府県、国と実施事務の内容の共通性が高い場合、国や都道府県による支援や直接の事務処理も含め検討が必要。

③事務処理に必要なリソース

事務処理に求められる人材の専門性

- 技術職や保健師等の専門人材が必要な事務については、人材の希少性、偏在度合い、代替可能性等に応じ、地域事情も踏まえ、市町村以外の受け皿での人材確保の検討が必要。

事務処理の難しさ、経験・知見の必要性

- 特定の専門人材を必要としない事務であっても、高度なデータ解析など、特に小規模市町村では対応が困難な事務や、ノウハウの蓄積が求められる事務については、市町村間連携のほか、都道府県や国、民間等による支援、事務処理の広域化も含め検討が必要。
- 事務処理を規定する国の仕組みの複雑さが原因となっている場合には、複雑さの解消による事務の簡素化についても検討が必要。

デジタル技術の活用

各着目点に関し、デジタル技術の活用が事務のあり方の前提を変え得る。業務効率化や行政の質の向上にもつながることから、対応方策の検討の際に併せて検討することが不可欠。

バックヤードでの情報連携や、事業者等との間で電話等により行われている連絡調整事務のデジタル化、AIを用いた文章や要約の作成により事務量自体を小さくすることが考えられる。

デジタル技術の活用の観点から事務の標準化・共通化を進めることで、事務の定型性が高まる。

データを集約し、AIを活用した情報の整理・分析を行うことで事務処理に必要な情報の参照やチェックを容易にすること等により、専門人材の不在やベテラン職員の退職によるノウハウの不足を補うことにつながる。

事務への着目(続き)

④その他事務処理のあり方

対面や実地での事務実施の必要性

- 事務を対面や実地で実施する必要がある場合、事務処理の主体と客体との近接性が求められることから、一義的には市町村による事務処理が考えられる。他方で、遠隔での事務実施が可能な事務については、広域的な対応を含め検討が必要。

事務処理に当たり踏まえるべき地域の事情・特性

- 狭域での地域事情や、住民の意思をきめ細かに施策に反映させる必要性が高い場合、各市町村での事務処理を前提に、都道府県・国や民間等による支援について検討が必要。
- 全国的な社会経済状況の変化や、全国や都道府県レベルでのサービス水準の考慮を要する事務については、国や都道府県の関与・支援により、一定の水準や均衡の確保とともに、市町村の負担軽減について検討が必要。

行政分野を超えた連携や地域の多様な主体との連携の必要性

- 行政分野を超えた連携や、地域の多様な主体との連携が必要なものについては、当該連携が各市町村の組織内又は区域内で求められるのか、市町村の組織・区域を超えるのか、事務処理の主体の検討の要素に。

デジタル技術の活用

リモートでの対応を可能にすることにより、遠隔での事務処理で、対面や実地対応と変わらない実施水準を確保することなどが考えられる。

情報共有・コミュニケーションの円滑化を図ることで、行政分野を超えた連携や地域の多様な主体との連携がしやすくなる。

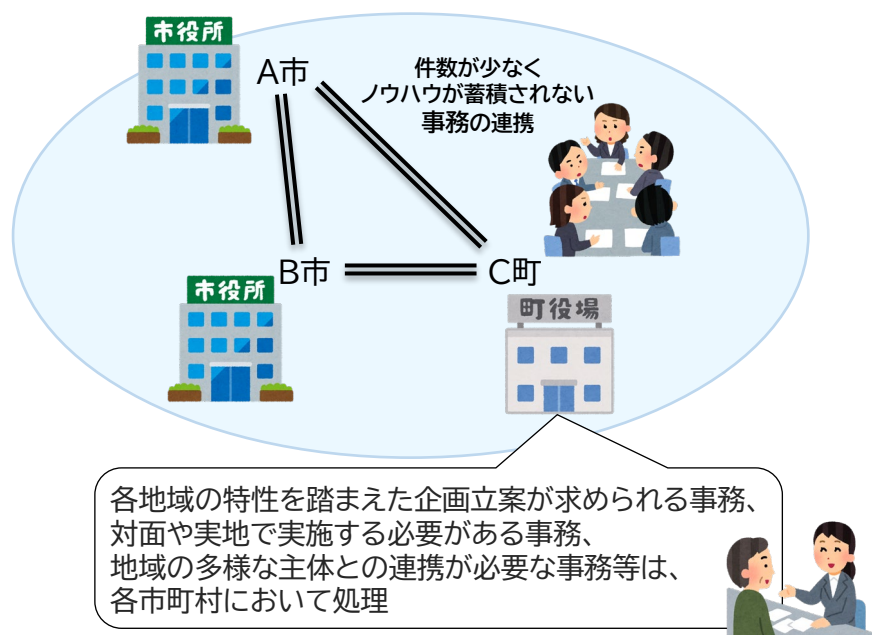
課題に応じた対応方策(水平連携・垂直補完等)

- 検討の視点に沿って行う都道府県・市町村における検討を踏まえ、個別の事務の課題に応じた水平連携や垂直補完等の取組を進めていくことが必要。そのうえで、制度見直しが必要なものは適切に対応。

市町村間の広域連携

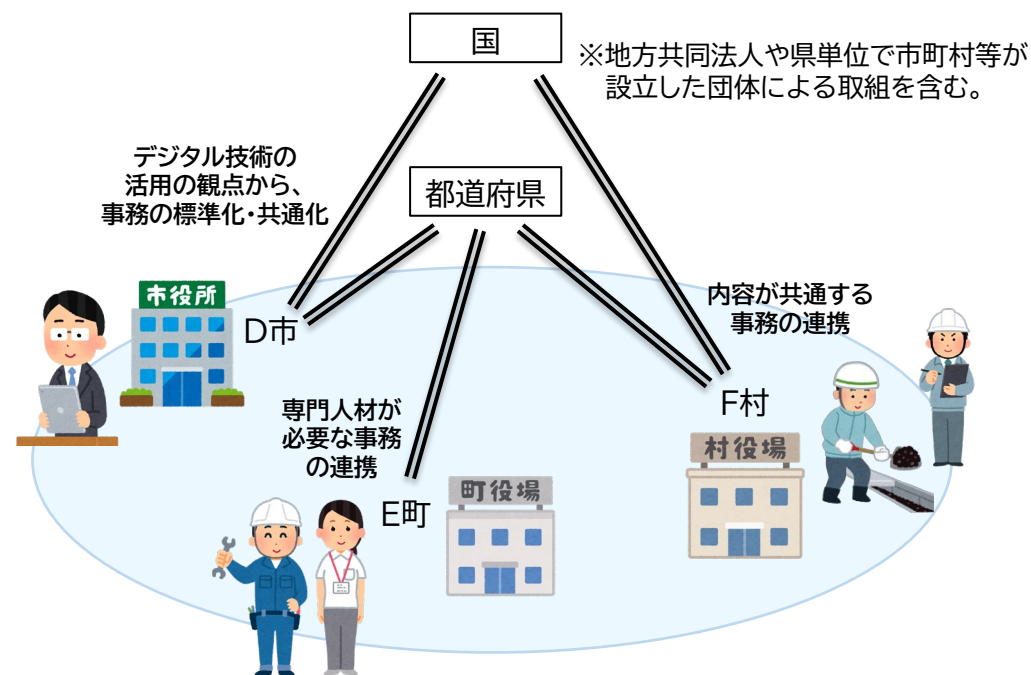
小規模団体では件数が少なくノウハウが蓄積されない事務等は、市町村間で連携して処理することが考えられる

※連携中枢都市圏・定住自立圏や核となる都市がない地域等における連携も含む



都道府県や国による市町村の補完・支援

特定の専門人材による事務処理が求められる事務や市町村と都道府県、国との間で事務の内容の共通性が高い事務等については、都道府県や国による補完・支援が考えられる



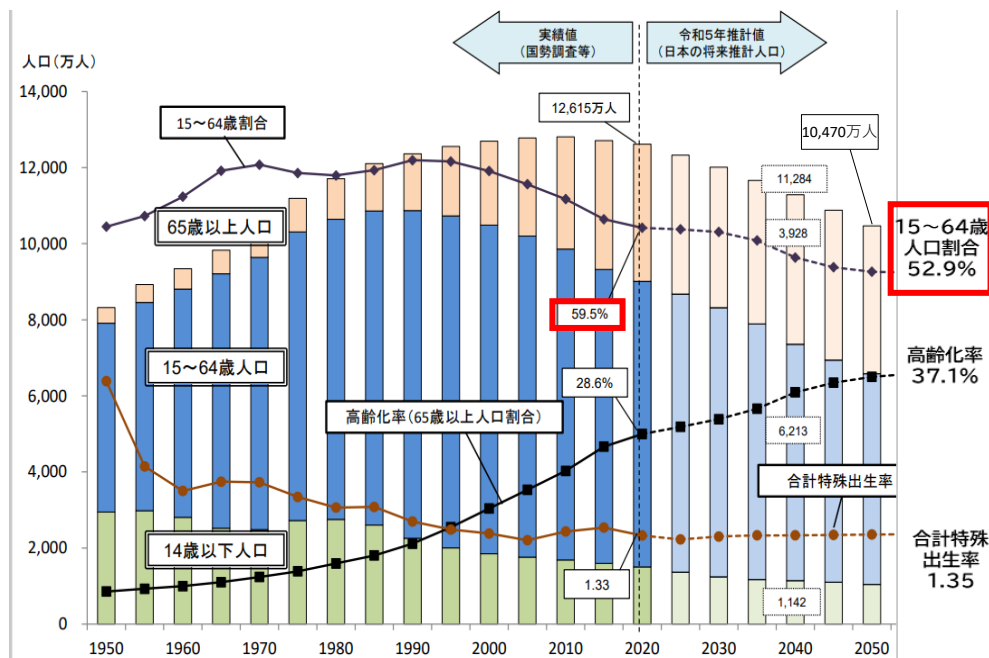
➡ 地方の検討・取組状況を踏まえ、制度上対応すべきものについては、国・都道府県・市町村の役割分担の変更等の制度見直し(各府省での対応のほか、分野横断的な対応も検討)

参 考 資 料

将来の人口推計

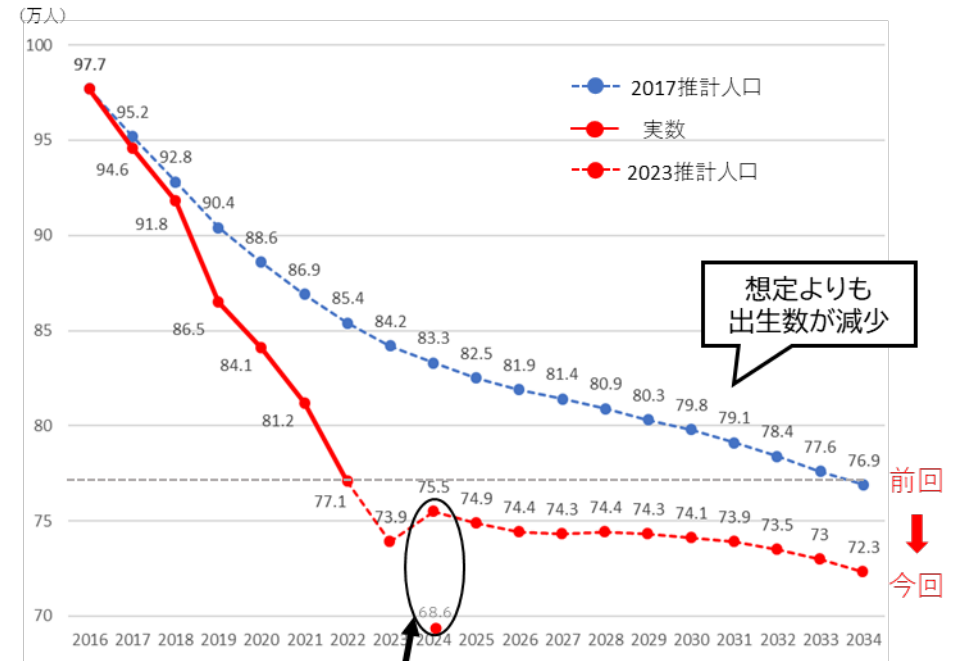
- 日本の人口は、2023年時点の推計で、2020年(12,615万人)から**2050年(約10,470万人)**にかけて**約2,150万人減少**する見込みであり、生産活動を中心となって支える**15～64歳の人口割合は、約7%減少し52.9%**となる見込み。
- **出生数は想定を上回るペースで減少**しており、今後、**労働の中核的な担い手が急速に減少**することが見込まれる。

■日本の将来人口推計(実績と推計)



(備考)「第3回社会保障審議会年金部会」資料を一部加工

■日本人の出生数の動向(実績と推計)



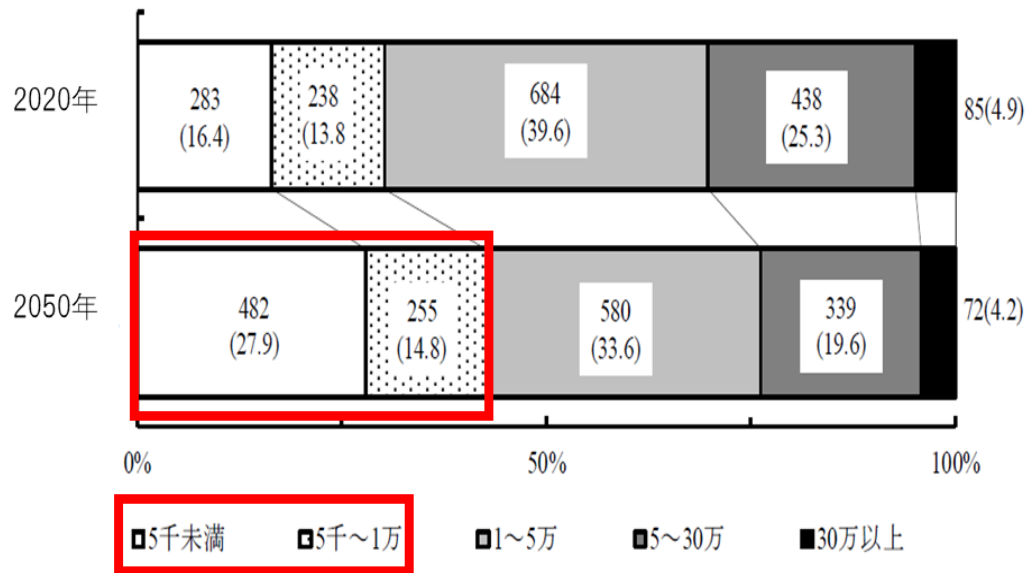
2024年の日本人の出生数は約69万人となり、**2023年の推計を下回った。**

(備考)国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」「日本の将来推計人口(令和5年推計)」、厚生労働省「令和6年人口動態統計(概数)」に基づき事務局

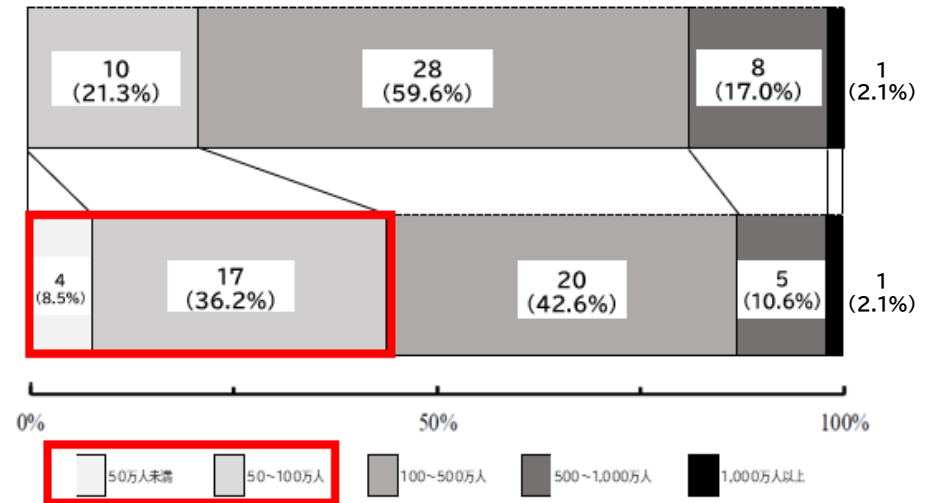
地方公共団体の将来の人口規模

- 約30年後の2050年には、**人口1万人未満**の市区町村が約13%増加し、**40%を超える見通し**。
- また、都道府県のうち**半数近くの21県**で、総人口が**100万人未満**になり、うち**4県**は**50万人未満**になる見通し。

◇ 2020年と2050年における総人口の規模別にみた市区町村数と割合



◇ 2020年と2050年における総人口の規模別にみた都道府県数と割合

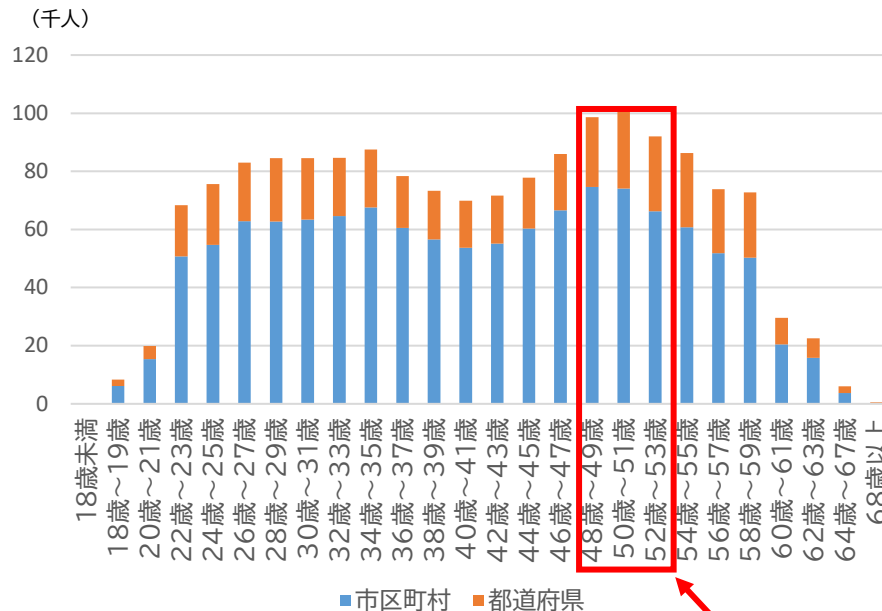


(出典) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(2023年推計)」

地方公共団体における経営資源の制約

- 地方公務員数は団塊ジュニア世代が相対的に多く、山となっているが、2040年頃には団塊ジュニア世代が退職する一方、入庁が見込まれる20代前半となる者の数は団塊ジュニア世代の3分の1程度となる見通し。

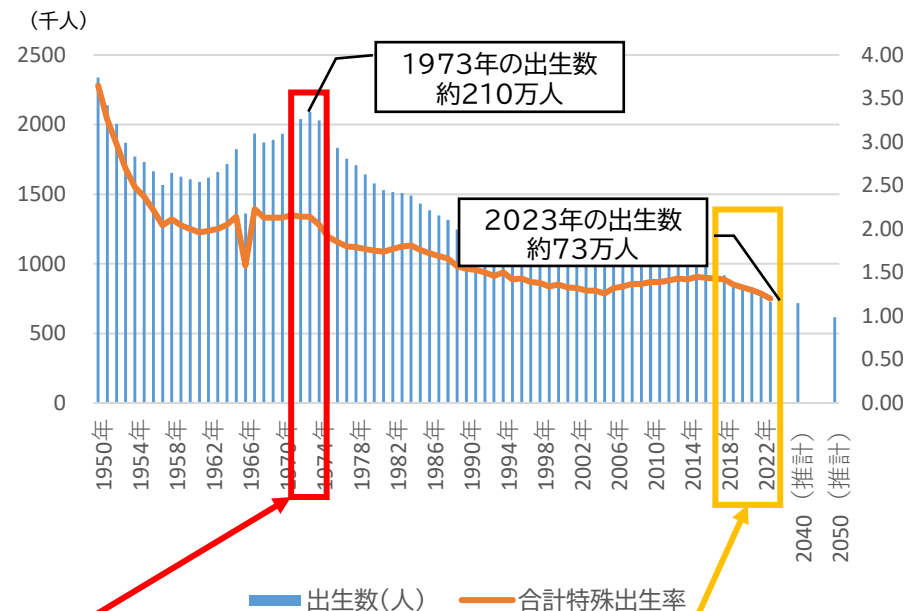
都道府県及び市町村の年齢別職員数(2023年)



団塊ジュニア世代

(出典)総務省「令和5年地方公務員給与実態調査」

出生数と合計特殊出生率の推移



団塊ジュニア世代が定年退職後に
20代前半となる層

(出典)2023年までは厚生労働省「人口動態統計」、2040年及び2050年の出生数は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年推計)」における出生中位・死亡中位仮定による推計値

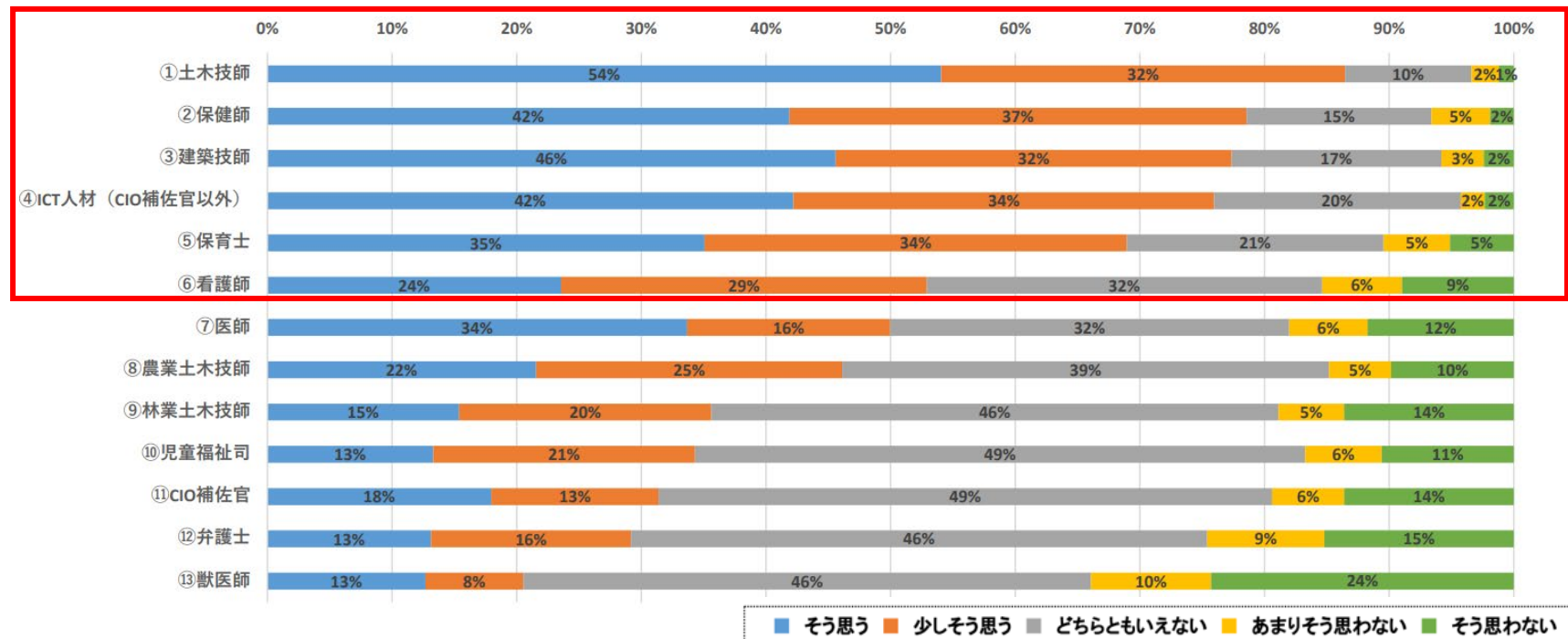
人材確保に関する課題認識

- 地方公共団体においては、**土木技師、保健師、建築技師、ICT人材(CIO補佐官以外)、保育士、看護師等の専門技術職の確保について課題を感じている。**
- **技術職員の採用については、約半数の市町村で「応募がほとんどない」状況。**

■地方公務員行政に関する地方公共団体へのアンケートの結果

(※)全国1,011団体(都道府県47団体、指定都市20団体、市区町村944団体)が回答。

問 以下の専門職、技術職について、それぞれ人材・体制確保に関して大きな課題があると思うか。



(出典) 総務省 第4回 ポスト・コロナ期の地方公務員のあり方に関する研究会資料「地方公務員行政に関する自治体アンケートの結果について」

■市町村における技術職員の採用に係る調査結果

○**技術職員採用**の課題について、調査対象市町村のうち**約半数の市町村が「応募がほとんどない」と回答**

- ・募集しても、**応募がほとんどない**
- ・応募があっても辞退、採用しても数年で転職し定着しない
- ・採用してもキャリアパスを形成できない

- …**47%**(45市町村)
- … 9%(9市町村)
- … 7%(7市町村)

(出典)国土交通省 技術職員の不足する市町村への支援に関する調査結果(47都道府県、95市町村への調査(令和4年10~11月実施))を基に事務局作成

地方公共団体における行政需要の多様化・複雑化等

- 近年、地方公共団体においては、**人口減少に対処するための事務が増大**しているほか、**社会情勢の変化**等に伴い、**行政需要が多様化・複雑化**している。

■人口減少に対処するための事務の増大

- ・少子化対策(保育サービスの充実等)
- ・移住・定住対策
- ・空き家対策
- ・地域交通の維持・確保対策
- ・商業施設の撤退に伴う買い物難民対策

<近年新たに策定に関する条項が追加された計画等の例>

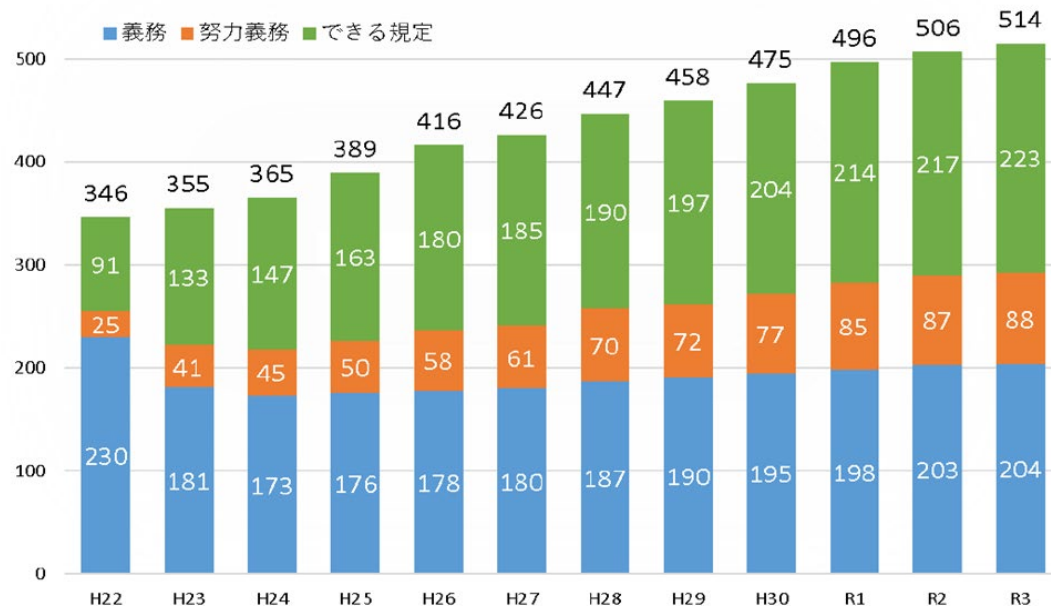
- ・こども基本法(R5.4施行)に伴う都道府県・市町村こども計画
- ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(R4.4施行)に基づく再商品化計画
- ・食品ロスの削減の推進に関する法律(R元.10施行)に基づく食品ロス削減推進計画
- ・共生社会の実現を推進するための認知症基本法(R6.1施行)に基づく都道府県・市町村認知症施策推進計画

■社会情勢等の変化に伴う行政需要の多様化・複雑化

- ・カーボンニュートラル、公共施設のゼロカーボン対策
- ・ヤングケアラーへの支援
- ・不登校児童・生徒の増加に伴う対策
- ・単身高齢者等の増加に伴う孤独・孤立対策、認知症対策
- ・訪日外国人の増加に伴うインバウンド受入施策
- ・在住外国人との多文化共生施策
- ・高度経済成長期に整備したインフラの老朽化対策

(注)地方公共団体への聞き取り等による

■計画等の策定に関する条項数の推移



(出典)効率的・効果的な計画行政に向けて(令和5年2月20日)地方分権改革有識者会議

国・都道府県・市町村の主な役割分担(上下水道)

- 水道について、国は基本方針の策定や水道事業者の認可等を実施。**都道府県**は基本方針に基づく水道基盤強化計画等を策定するなどして、**水道事業者間の広域的な連携等を推進**。**市町村**は水道事業者等として、**水道事業等を実施**。
- 下水道について、国は水質汚濁に係る環境基準を策定。**都道府県**は**流域下水道**の管理者として、**市町村**は**公共下水道等**の管理者として、**管渠の設置や維持管理等の事務を実施**。

	水道		下水道	
	計画策定	水道事業等の実施	計画策定	下水道事業の実施
国	・基本方針の策定	・水道事業、水道用水供給事業の認可 ・水道施設運営権(※)の設定許可 ・国民の健康を守るため緊急に必要な場合等の水道事業者等への改善指示、給水停止命令 ・水道事業者等への技術的・財政的な援助、指導・監督	・水質汚濁に係る環境基準の策定	・公衆衛生上重大な危害が生じた場合等の下水道管理者への指示
都道府県	・基本方針に基づく 水道基盤強化計画の策定	・広域的連携等推進協議会の組織 ・水道用水供給事業の実施 ・非常時における水道用水の緊急供給命令	・流域別下水道整備総合計画の策定	・ 流域下水道の設置・管理等 ・二以上の流域下水道に係る広域的な協議会の組織
市町村		・ 水道事業等の実施 ・水道料金の決定及び徴収 ・水道施設運営権の設定		・ 公共下水道、都市下水路の設置・管理等 ・下水道使用料の決定及び徴収 ・二以上の公共下水道等に係る広域的な協議会の組織

※ **水道施設運営権の設定(コンセッション方式)**:平成30年の水道法改正により創設された、地方自治体が、水道事業者及び水道用水供給事業者としての位置付けを維持しつつ、国土交通大臣の許可を受けて、水道施設運営等事業(水道施設の全部又は一部の運営等であって、当該水道施設の利用料金を当該運営等を行う者が自らの収入として収受する事業)に係る公共施設等運営権(水道施設運営権)を民間事業者に設定できる仕組み。

業務の概況と課題(水道事業の現状)

- 令和6年能登半島地震の際、水道施設の被災等により、最大約14万戸の断水が発生するなど甚大な被害が生じた。耐震化していた施設では概ね機能が確保できていたものの、耐震化未実施であった基幹施設等で被害が生じ、水道管の破損が広範囲にわたったことで、断水の解消まで最大5か月を要した(※)。
- 全国の基幹管路の耐震適合率は約4割にとどまっており、給水人口規模が小さい団体ほど、耐震適合率が低い傾向にあるなど、水道施設の耐震化が課題となっている。

水道施設の耐震化状況 (令和4年度末)

基幹管路の耐震適合率	約42%
浄水施設の耐震化率	約43%
配水池の耐震化率	約64%

国土強靱化のための5か年加速化対策目標

- 基幹管路の耐震適合率 54%(令和7年度)
- 浄水施設の耐震化率 41%(令和7年度)
- 配水池の耐震化率 70%(令和7年度)

令和6年能登半島地震における被害の状況



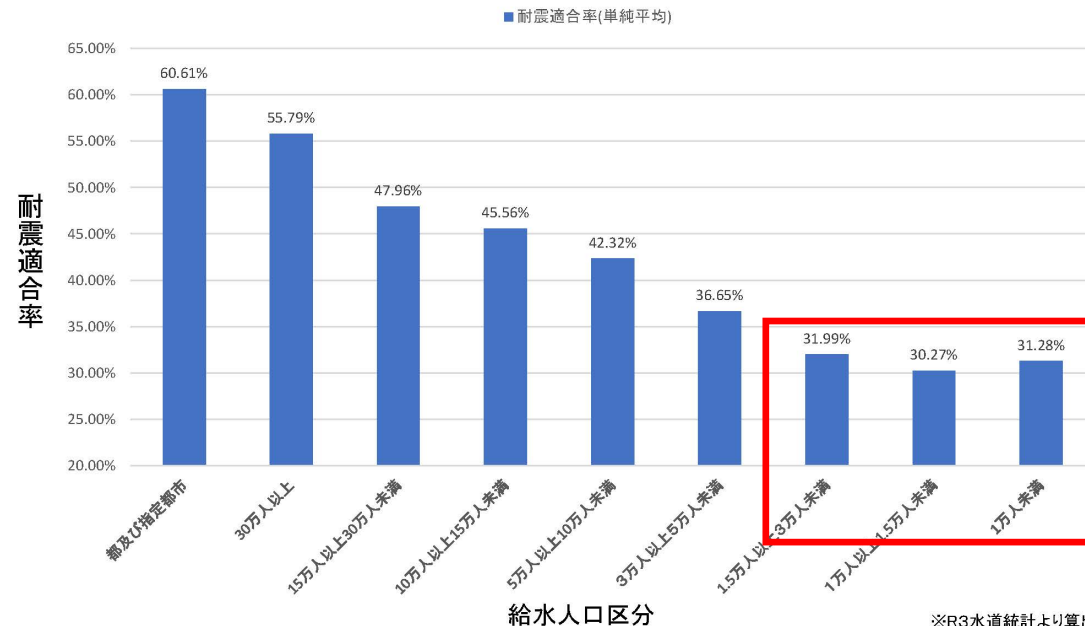
浄水場から配水池へ向かう水道管の破損・露出(輪島市)



浄水場内の配管損傷(七尾市)

(※) 復旧に長い時間を要した要因については、学識経験者や国土交通省職員等が参画する「上下水道地震対策検討委員会」の報告書において示されており、上下水道システムの基幹施設の耐震化が未実施であったこと、半島地域特有の限られた交通手段が被災したこと、悪天候による作業時間の制約等が挙げられているところ。

基幹管路(耐用年数40年)の耐震適合率



※R3水道統計より算出

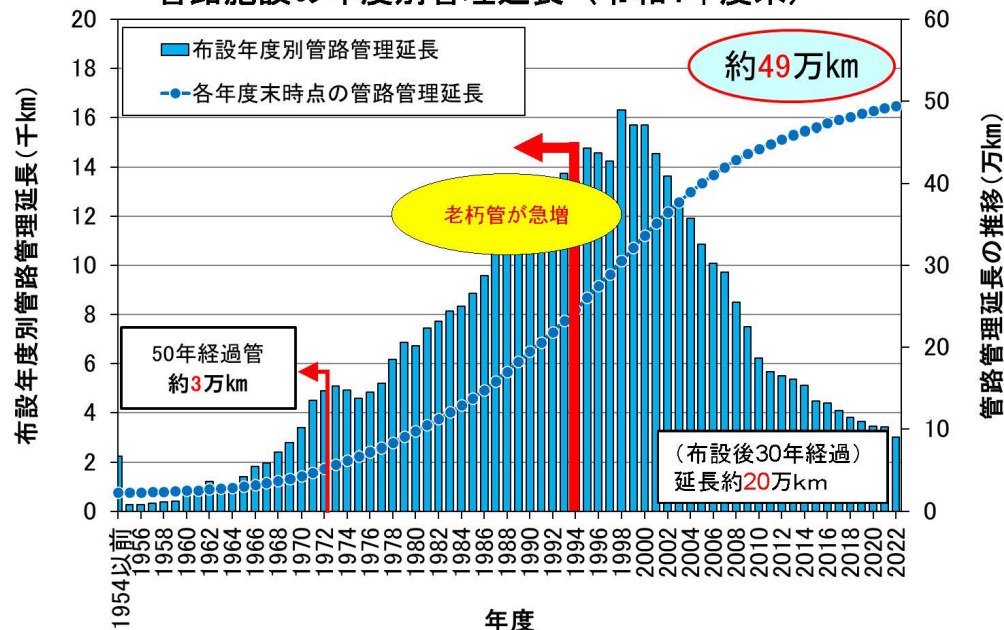
業務の概況と課題(下水道事業の現状)

- **標準耐用年数(50年)**を経過した管渠が総延長の7%あり、2042年度末には、耐用年数を経過した管渠は40%まで増加見込み。また、下水道管路に起因する**道路陥没**が**年間約2,600件**発生(2022年度)。
- 下水処理場においても、**機械・電気設備の耐用年数15年**を経過した施設が約2,000箇所(全体の90%)と老朽化が進行。
- ※ 令和7年1月28日、埼玉県八潮市の県道において**流域下水道管※1の破損に起因すると考えられる道路陥没事故が発生※2**。この陥没事故を踏まえ、国土交通省が一定の管路を対象に「下水道管路の全国特別重点調査」の実施を全国の団体に要請。

(※1)埼玉県が管理し、11市4町にまたがる流域下水道

(※2)事故原因については調査中(埼玉県において、第三者の専門家で構成する原因究明委員会を設置)

管路施設の年度別管理延長(令和4年度末)

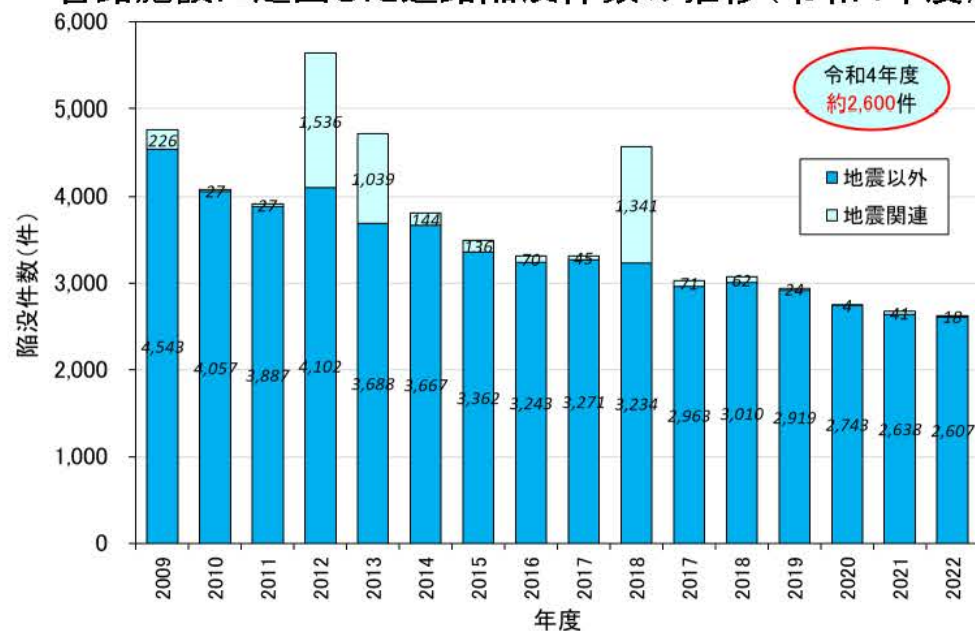


50年経過
約3万km
(約7%)

10年後(R14)
約9万km
(約19%)

20年後(R24)
約20万km
(約40%)

■ 管路施設に起因した道路陥没件数の推移(令和4年度)



(出典) 国土交通省 第1回下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会(令和7年2月21日) 資料

国・都道府県・市町村の主な役割分担等(インフラ管理(道路))

- 道路管理者(国・都道府県・市町村)が、それぞれ管轄する道路について維持管理を実施。
- 管理者が異なっても、実施する業務に大きな差はないと考えられる。

<役割分担>

	事務の種類
国	・国道の計画・新設 ・指定区間の国道の管理等 ・管理費用の負担
都道府県	・指定区間外の国道(指定都市区域部分を除く。)の管理等 ・都道府県道の計画・新設 ・都道府県道の管理等 ・管理費用の負担
市町村	・市町村道の計画・新設 ・市町村道の管理等 ・市域に存する指定区間外の国道の維持、修繕、災害復旧以外の管理等(指定都市のみ) ・管理費用の負担 ・区域に存する都道府県道の管理費用の一部負担

<主な業務フロー>

① 道路計画・道路事業の実施



② 事業者への維持管理等に係る発注



③ 損傷箇所の確認

<道路> 住民からの情報提供(電話等)

現場作業員による巡視

<トンネル・橋梁等> 法定点検(5年に1回)



④ 修繕計画立案、事業者への指示



⑤ 修繕(工事)



⑥ 事業者からの実施報告

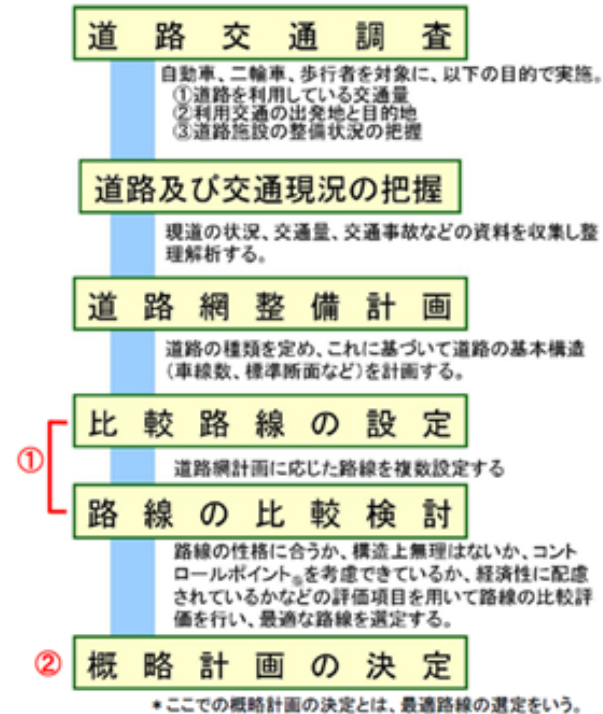
業務の概況と課題(インフラ管理(道路))

①道路計画、道路事業の実施

- 道路管理者は、道路交通調査の結果に基づいて、**道路網整備計画を策定**するとともに、最適な路線の選定を行い、住民等への説明を行った上で、用地買収等、工事等の事業を実施している。
- 道路網の整備は、**住民の日常生活の実態等を踏まえ、地域の実情に応じて行うことが必要**。
- 新規の道路整備については、各地方公共団体において**予算や人員の範囲内**で、優先順位を付けた上で各年度に実施するなど、**可能な範囲で事業を行う**ことが想定され、事務負担が過大となるケースは少ないと考えられる。

【業務の概況】

- ・ 道路管理者は、道路交通調査により、現道の状況、交通量、交通事故等の状況を把握した上で、**道路網整備計画を策定**
- ・ 道路網整備計画に沿って、路線の比較検討を行い、最適な路線を選定(概略計画の決定)
- ・ 住民等への説明を行った上で、事業認定を受けて、用地買収・工事等の道路事業を実施
- ・ 工事の竣工により、道路の供用を開始



(出典)国土交通省HP「道路行政の簡単解説」

※ 道路事業の実施(新規道路の建設工事)に当たっての課題については、維持管理に係る課題(後述)と同様。

業務の概況と課題(インフラ管理(道路))

③-1 損傷箇所の確認(道路)

- 道路の損傷箇所を発見するためのパトロールについて、小規模団体では、巡回に係る人員が不足している。住民からの電話等による通報もあるが、聴取内容の記録に時間を要している。
- 民間配送車両や住民投稿アプリの活用を行っている団体もあるが、小規模団体における導入には課題(山間部では車両の運行頻度が少ない、導入費用が高額)がある。

【業務の概況】・道路の巡回(パトロール)を行い、目視により損傷箇所を確認。事業者が修繕を実施。
(一般行政職員、現業職員、会計年度任用職員が実施するほか、事業者に委託している団体もある)
・住民からの電話等により損傷箇所を把握し、通報内容を記録した上で、現場確認等を実施。

【事務処理上の課題】・巡回を行う人員が不足している。他の部署の職員が公用車を運転する機会に、道路の点検を依頼。(町村)
・住民からの通報内容(損傷箇所の位置、情報等)の聴取、記録等に時間を要している。(市)

【課題解決に向けた取組】

市民投稿アプリの活用(兵庫県尼崎市)

市民が投稿用アプリを用いて、道路や公園などの不具合を投稿することが可能。



(出典)尼崎市HP

<取組に当たっての課題等>

- ・ AIを活用した道路損傷検知について、導入費用が高額であることから難しい。(一般市)
- ・ 山間部においては、民間の配送車両の運行頻度が少なく、こうした車両の活用も困難。投稿アプリについても開発費用が課題。(町村)

民間の配送車両の活用(茨城県鹿嶋市)

- ・ 民間企業が提供する製品配送車両とAIによる道路損傷検知技術を活用した道路維持管理サービスを導入。
- ・ 民間の配送車両が損傷箇所をAIにより探知・撮影し、市に報告。担当者が確認し、修繕の必要性を判断。

出光グループ製品配送車両



①道路損傷箇所をAIが検知



②道路損傷箇所を撮影



自治体道路管理担当者



③場所と写真を自治体に報告
④損傷箇所の報告を確認
⑤道路修繕の必要性判断

(出典)鹿嶋市HP

業務の概況と課題(インフラ管理(道路))

③-2 損傷箇所の確認(トンネル・橋梁等)

- トンネル、橋梁等については、5年に1回の**法定点検**を行うこととされており、**必要な知識と技能が求められる**ことから、多くの団体では、**事業者**に委託して実施している。
- 近接目視を基本としつつ、**ドローン**等を活用した点検も行われているが、第三者被害の恐れがある箇所では**打音検査等も併せて行う必要**がある。

【業務の概況】

- ・ 受託事業者が、近接目視・触診・打音等により橋梁の法定点検を実施。
- ・ 管内にある橋梁を5年間で全て点検(一巡)する形で、点検業務自体は毎年実施。

【事務処理上の課題】

- ・ 橋梁の点検は非常に専門性が高いことから、技術職員がいない小規模団体においては、事業者が実施した業務が適正になされたかどうか等について評価・判断することが難しい。(町村)

【課題解決に向けた取組】

ドローンの活用(千葉県君津市)

- ・ 民間企業、高専と協力し、ドローンを活用した橋梁点検の実証実験を実施。
- ・ 職員自らがドローンを操縦・撮影し、撮影した映像から**AIを活用し、コンクリートのひび割れ等の損傷の検知及び定量的な評価による診断補助**を実施。



(出典)君津市HP及び君津市公式YouTubeチャンネル

<取組に当たっての課題等>

- ・ 橋梁の点検については、非常に専門性が高いことから、技術職員がいない小規模団体においては、事業者が実施した業務の適正性等について評価・判断することが難しい。(町村)
- ・ 委託している業務についてドローン等を活用しても、地方公共団体の職員の事務の削減に資するものではない。(県)
- ・ 桁下を道路・鉄道と交差する場合など、第三者被害を予防する必要がある箇所については、**打音検査も行う必要**がある。

業務の概況と課題(インフラ管理(道路))

④、⑥ 事業者に対する指示・実施報告

- **事業者に対する** 損傷箇所の修繕の**指示**や、事業者からの**実施報告のやり取り**に係る事務が煩雑であるほか、**小規模団体**では**技術職員**がいないことから**的確な判断・指示が困難**なケースもある。**データ連携ツール**などのデジタル技術の活用も考えられるが、小規模団体においては**導入コスト**の面で課題がある。

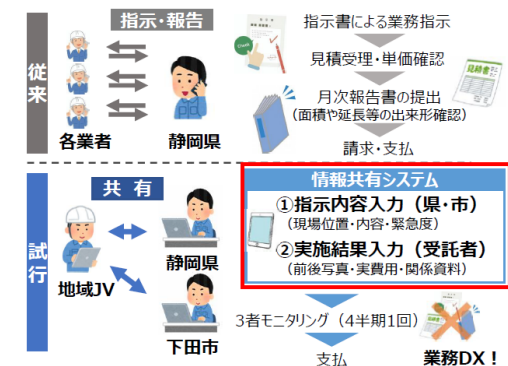
- 【業務の概況】
- ・ 修繕が必要な箇所の情報(位置、状況等)を、修繕の方法とともに、事業者に対して指示。
 - ・ 事業者からの修繕の**実施報告を確認**。

- 【事務処理上の課題】
- ・ 一般行政職員では、技術的な知識が十分でないことから、修繕が必要かどうかや、どのように修繕を行ったら良いか等について、事業者への指示に当たって**的確な判断を行うことが難しい**。(町村)
 - ・ 事業者に対して詳細な箇所の情報を伝える必要があり、**事業者とのやり取りに時間・労力を要している**。

【課題解決に向けた取組】

データ連携ツールの活用(静岡県)

- ・ 県道と市道の日常維持管理業務を**同一事業者(JV)**が受注することで、地方公共団体側の**事業者とのやり取りに係る負担が軽減**すると考えられる。
- ・ 静岡県及び下田市が**作業指示をシステムへ登録**(現場位置、内容、緊急度)。
- ・ 受注者はシステムで指示内容を確認。対応完了後は、**写真や関係資料とともにシステムへ実施結果を登録**。
- ・ 1つのシステムで、事業者が県と市の指示内容を一括で確認できる。



(出典)国土交通省「第5回群マネ計画検討会」(令和6年12月16日)資料

<取組に当たっての課題等>

- ・ **規模の小さい団体**においては、データ連携ツールの導入に当たって、**導入・運用費用が高額**であることから、**費用対効果の観点で、導入が難しい**。(一般市)

対応方策の検討の視点の適用例①

介護サービス事業者の運営指導

事務への着目等

- 市町村が行う地域密着型サービス事業者の運営指導は、専門的な知見が必要な訳ではないが、適正な事務実施のためのノウハウの蓄積が必要。中小規模の市町村では事務ボリュームが小さくノウハウの蓄積が困難。
- 事業者との連絡調整はデジタル化による負担軽減が可能。
- 実地検査は数年に一回であり、日常的な実地性は高くない。
- 事務実施に当たり広域的な視点が求められるものではない。

対応方策の検討

- 事業者指導については、市町村のほか都道府県も同種の事務を行っている。民間にも事務受託法人が存在することから、地域事情に応じ、大都市や都道府県が代わりに行うことや、民間法人に委託することが効果的か。
- 今後、地域包括ケアシステムを深化させ、医療・介護の連携を進めることが必要であり、医療行政の主体である都道府県が介護分野で一層の役割を果たすことが求められるか。

保育施設への給付

事務への着目等

- 施設数の多い市町村では事務ボリュームが大きくなっている一方、施設数の少ない小規模な市町村では事務ボリュームが小さく、ノウハウの蓄積に課題。
- 事務の処理に専門性は求められない一方、制度の理解が難しく、事業者からの質疑対応、都道府県・国への照会が負担となっている。

対応方策の検討

- 広域的な観点は求められず、国・都道府県との事務の共通性も低いので、市町村間の連携や民間リソースの活用が考えられるか。
- 他方で、申請・審査事務をシステム化することで事務ボリュームを大きく圧縮し、地方公共団体・事業者ともに負担を軽減することが考えられるか。
- あわせて、システム化では対応できない制度自体の複雑さの解消についても検討が必要か。

指導主事による小中学校の指導

事務への着目等

- 指導主事が対応すべき業務について、個々の市町村の事務ボリュームを踏まえると、小規模団体を中心に単独での配置が困難。
- 一定の専門性が求められる事務であり、広域的な観点というよりは個々の学校の状況を踏まえた対応が求められ、直接対面で指導を行う必要性が高い。

対応方策の検討

- 指導主事の職務を果たすことができる経験豊かな小中学校教員は、都道府県が県費負担教職員として任用しているので、都道府県の協力を得て、市町村間で連携して設置することが効果的か。

対応方策の検討の視点の適用例②

道路の維持管理

事務への着目等

- 道路の老朽化により維持管理の事務のボリュームは増加。損傷箇所の確認についてはセンサーやAIなどデジタル技術の活用により効率化が可能。
- 事業者への発注時の仕様書作成や大規模な修繕の施工管理、事業者が実施した内容の評価など、専門技術的な知見が求められる。
- 現場対応は事業者が行い、地方公共団体はバックヤードでこれを管理するため、実地対応はそこまで求められない。

対応方策の検討

- 市町村道・都道府県道・国道の区分を超えネットワークとして広域的な視点で管理する必要があり、道路管理者を通じて維持管理の内容は共通性が高いこと、そのために、同種の経験を有する技術職員が都道府県や国の地方支分部局に存在することから、組織の枠を越え、都道府県や国が市町村道の管理について、その一部を代行することも含め、積極的な役割を果たすことが効果的か。

消費生活相談

事務への着目等

- 消費生活相談の事務ボリュームは、特に小規模な市町村では相談件数が少ない場合も多く、ノウハウの蓄積に課題。
- ネット取引や金融商品に関する相談など、複雑・高度な相談が増加する中でこれまで以上に専門的な知見が求められる。
- 相談内容のデータを集約し、参照を容易にすることなどで相談のサポートが可能。
- 電話による相談対応も多い一方で、契約書類等を見ながら対面で相談することが効果的な事案も一定存在。
- 全国どこにいても相談・救済を受けられるためには、広域的に相談対応の水準を確保する必要。

対応方策の検討

- 消費生活相談業務は国(独法)が補完をしながら都道府県・市町村において実施されており、組織の枠を越えた相談体制を構築することも効果的か。
- 高齢者等の自ら相談することが難しい方の被害に気付き相談につなげる見守りについては、市町村の福祉部局や民生委員等の地域活動主体との連携も重要であることから、身近な市町村における対応も求められるか。

※ これらの「対応方策の検討の視点の適用例」については、あくまで、検討の視点が適当なものとなっているかの議論に資するよう当てはめを行ったものである。

都道府県・市町村の役割分担の変遷

- 平成11年の地方分権一括法により、都道府県と市町村の役割が見直され、**都道府県が処理する事務から「統一的な処理を必要とする事務」を削除**する等の改正が行われた。

都道府県・市町村の役割の明確化

- 昭和31年の地方自治法改正において、**都道府県と市町村の役割を明記**し、市町村は基礎的な地方公共団体として、**都道府県が処理する事務以外の事務を処理**することとされた。

地方分権改革における都道府県・市町村の役割分担の見直し

- 平成11年の地方分権一括法において、国と地方公共団体との役割分担の見直しとともに**都道府県・市町村の役割の見直し**が行われた。

【都道府県の役割】

- ・ 都道府県を単位として統一性を確保する必要性のある「統一的な処理を必要とする事務」は**必要最低限であるべき**であること等から、**当該事務区分が廃止**された。併せて、市町村の「行政事務」に関し、都道府県が都道府県単位で事務処理の統一性を図る観点から、都道府県の条例で必要な規定を設ける**「統制条例」制度も廃止**された。

【市町村の役割】

- ・ **一般の市町村は処理することが適当でないために都道府県が処理することとされる事務についても**、個別の市町村の規模及び能力に応じて、市町村において処理し得ることが明記された。

	新(平成11年改正後)	旧(昭和31年改正後)
都道府県事務	・広域にわたるもの ・市町村に関する連絡調整に関するもの ・その規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められるもの	・広域にわたるもの ・ 統一的な処理を必要とするもの ・市町村に関する連絡調整に関するもの ・一般の市町村が処理することが不適当であると認められる程度の規模のもの
市町村事務	・都道府県の事務を除いた事務 〔 都道府県が処理する事務のうち、その規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められるもの については、当該市町村の規模及び能力に応じて、処理することは可能 〕	・都道府県の事務を除いた事務 〔 事務の規模の観点から都道府県が処理する事務 については、その規模及び能力に応じて、処理することは可能 〕

地方分権一括法後における基礎自治体の事務の創設・事務の移譲

- 平成11年に地方分権一括法が成立して以降、新たな市町村事務の創設や、都道府県から市町村への事務権限の移譲により、**福祉分野を中心に、市町村において継続的な処理が必要な事務の増大**が見られる。

【地方分権一括法の成立後において、新たに市町村の事務とされた内容を含む主な法律制定・改正】

- **障害者自立支援法制定**(平成18年4月1日施行)【事務の移譲/事務の新設】
 - ・ 市町村と都道府県に分かれていた**障害福祉サービスの実施主体を市町村に一元化**するとともに、**市町村は地域生活支援事業**(相談支援事業等、手話通訳者等の派遣事業、日常生活用具の給付又は貸与事業、障害者等の移動を支援する事業、地域活動支援センター事業等)を行うこととされた。
- **介護保険法改正**(平成18年4月1日施行)【事務の新設】
 - ・ **市町村長が地域密着型サービス**(小規模多機能型居宅介護・夜間対応型訪問介護等)**事業者の指定権者**となるとともに、**市町村は地域支援事業**(介護予防事業・包括的支援事業等)を行うこととされた。
- **消費者安全法制定**(平成21年9月1日施行)【事務の新設】
 - ・ **市町村は消費生活相談等**(消費者からの苦情相談、苦情処理のためのあっせん、必要な情報の収集・住民に対する提供等)を行うこととされた。
- **社会福祉法改正**(平成25年4月1日施行)【事務の移譲】
 - ・ 主たる事務所が市の区域内にあって事業範囲が当該市の区域を越えない**社会福祉法人の認可や監督等の権限について、都道府県知事から市長に移譲**された。
- **母子保健法改正**(平成25年4月1日施行)【事務の移譲】
 - ・ 都道府県及び保健所設置市区が実施していた**低体重児の届出の受理、未熟児の訪問指導、未熟児養育医療の給付等の事務**について、**都道府県から全ての市町村に移譲**された。
- **空家等対策の推進に関する特別措置法制定**(平成27年2月26日施行)【事務の新設】
 - ・ 市町村は、**空家等についての情報収集**(空家等への立入調査、データベースの整備等)、**特定空家等に対する措置**(除却・修繕等の指導・助言、勧告、命令等)を行うこととされた。
- **生活困窮者自立支援法制定**(平成27年4月1日施行)【事務の新設】
 - ・ **市及び福祉事務所を設置する町村は生活困窮者の自立相談支援事業**(相談対応、自立に向けた支援計画作成、関係機関との連絡調整等)を行うこととされた。

都道府県と市町村の間における共同処理・他団体による事務処理の状況

- 都道府県と市町村の間において共同処理等を行っている事例は必ずしも多いとは言えない。
- 事務の委託については、一定程度の活用が見られるものの、公平委員会、行政不服審査、下水道、公務災害補償、職員研修に関する5事務における活用が8割以上を占めており、活用されている事務が限定的である。

分類	共同処理制度 (※1)	R5件数 (H26件数)	主な活用例
他団体による 事務の管理執行	事務の委託	1,249件 (993件) (※2)	○公平委員会に関する事務：574市町村(28都道府県) ○行政不服審査に関する事務：191市町村(8都道府県) ○下水道に関する事務：94市町村(14都道府県) ○公務災害補償に関する事務：97市町村(3都道府県) ○職員研修(教員含む)に関する事務：58市町村(6都道府県)
	事務の代替 執行	2件 (0件)	○簡易水道施設整備に係る事務(設計積算・工事管理等)：1市町村(1都道府県) ○公害防止に係る事務(施設の設置届受付、立入検査等)：1市町村(1都道府県)
組織の設置	機関等の 共同設置	16件 (6件)	○行政不服審査会：16市町村(1都道府県) ○消費生活センター：6市町村(1都道府県)
	協議会の設置	15件 (14件)	○下水道に関する事務(計画策定、事業実施等)：25市町村(2都道府県)
特別地方公共団体 の設立	一部事務組合	30件 (31件)	○水道企業団、水道用水企業団：64市町村(7都道府県) ○病院(医療)企業団、医療組合：37市町村(5都道府県)
	広域連合	8件 (6件)	○地方税(滞納整理)機構：137市町村(3都道府県) ○水道広域連合企業団：18市町村(2都道府県)

市町村から都道府県への
委託の件数のうち
約83%
(1,038件)

(※1)事務の委託については、市町村から都道府県への委託の件数、事務の代替執行については、都道府県が代替執行団体となっている件数、その他の制度については都道府県が構成団体となっているものの件数。

(※2)H26からの増加分256件のうち191件は、改正行政不服審査法(H28.4施行)に基づき設置することとされた附属機関に係るもの。

事務処理方法を規定する制度・役割分担の見直し例

◆事務処理の簡素化

- 毎年実施している事務、**複数の市町村が行う同一の事務**について、**負担軽減**を図るため、法改正により**実施回数の減**や**事務の廃止**が行われた。

事務実施回数の減（公立大学法人）

- R5 地方独立行政法人法改正 -

<制度改正の背景・理由>

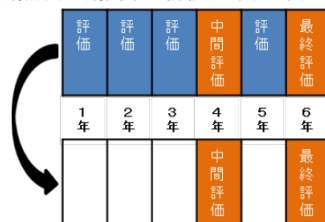
- 公立大学法人を設置している地方公共団体は、**毎年、公立大学法人が作成する年度計画の評価を実施することが義務付けられており、負担**となっていた。

<手法>

- **年度計画及び年度評価の廃止**

※ 廃止に伴い、中期計画(6年ごと)の記載事項に中期目標を達成するため取るべき措置の実施状況に関する指標を追加。

中期計画の期間中の評価が6回→2回に



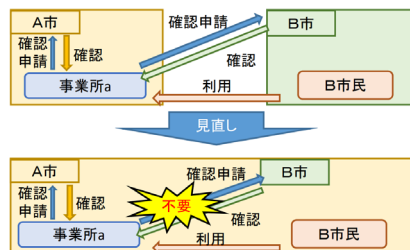
(出典)内閣府ホームページ

事務の廃止（保育）

- R1 子ども・子育て支援法改正 -

<制度改正の背景・理由>

- 他の市町村に所在する地域型保育事業※1を利用する住民がいる場合、**住民が居住する市町村と事業所が所在する市町村双方が、当該事業所の「確認」※2を行う必要**があり、負担となっていた。



(出典)内閣府ホームページ

<手法>

- **事業所所在市町村以外の市町村による「確認」が不要**とされた。

※1 市町村の認可事業(小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育)

※2 事業所が、設備や職員配置、市町村が定める運営基準を遵守しているかを確認するもの。

◆都道府県による市町村支援

- **市町村に知見やノウハウが不足する事務**について、法改正により、**都道府県が市町村支援を行うこと**とされた。

都道府県による市町村の取組内容の向上支援（生活保護）

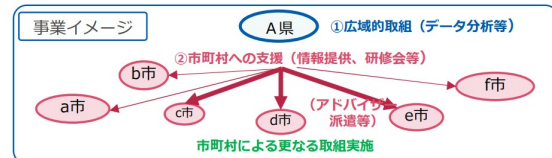
- R6 生活保護法改正 -

<制度改正の背景・理由>

- 生活保護制度における医療扶助の適正化の取組を進めるに当たって、**生活保護の実施機関(都道府県、市、福祉事務所設置町村)ごとに知見やノウハウの蓄積にばらつき**があった。

<手法>

- **都道府県が広域の見地による医療扶助等に関するデータ分析や取組目標の設定・評価**を行った上で、**市、福祉事務所設置町村に対する援助を行うこと**とされた。



(出典)厚生労働省ホームページ

都道府県による市の機能強化支援（社会福祉）

- H28 社会福祉法改正 -

<制度改正の背景・理由>

- 社会福祉法人の内部留保の問題が指摘され、当該法人のガバナンスの確保のため**所轄庁(都道府県、市)の指導監督の向上**が求められた。

<手法>

- **都道府県が、社会福祉法人の活動の状況等の調査・分析を行い、市による社会福祉法人への指導監督の実施に関し、必要な助言、情報の提供その他の支援を行うこと**とされた。

事務処理方法を規定する制度・役割分担の見直し例

◆事務処理の外部化

- 下水道分野においては**専門職員の不足**、障害福祉分野においては**業務量の増加**が生じていたため、法改正により、それぞれ**地方共同法人へ代行要請できる制度**、**指定法人へ委託できる制度**が設けられた。
- 国保連に対して、**国民健康保険分野以外の福祉分野の事務も委託**できるよう、順次、法改正が行われた。

特定の法人による代行方式創設（下水道）

- H27 日本下水道事業団法改正 -

<制度改正の背景・理由>

- **市町村における下水道職員が減少し**、近年頻発する豪雨災害防止のための**雨水管渠の整備への対応が困難な状況**。

<手法>

- 市町村議会の議決に基づき、日本下水道事業団（地方共同法人）が、特定下水道工事について**補助金交付申請を含めた工事一式を代行できる仕組みが創設**された。

特定下水道工事（終末処理場・特定の管渠等の建設工事）

1 実施方針決定	6 積算・発注
2 補助金交付申請・執行管理	7 監督管理、指示、工事変更
3 地方公共団体負担分の起債	8 地元住民との調整
4 測量のための私有地立入等	9 工事発注・施工管理
5 道路占有許可申請等の各種管理者協議等	10 完成検査

※ 赤字表記の事務を、日本下水道事業団が代行可能に。

<制度改正後の状況>

- 令和元年度以降の活用実績は**1団体のみ**。

（備考）日本下水道事業団HP 事業報告書を基に事務局において集計。

指定法人への委託制度の整備（障害福祉）

- H28 障害者総合支援法改正 -

<制度改正の背景・理由>

- 障害福祉サービス等の事業所数や利用者数が大きく増加し、地方公共団体による**調査・審査事務の業務量が大幅に増加**していた。

<手法>

- 都道府県及び市町村の事務のうち、公権力の行使に当たらない事務について、適切に実施することができると都道府県知事が指定する**民間法人（指定事務受託法人）**に対し、**業務委託が可能**とされた。

指導監査事務

①立入検査等の対象者の選定	引き続き都道府県又は市町村で実施
②立入検査	
③報告・物件提示の命令	
④質問や文書提出の依頼	都道府県知事が指定する法人に委託可能

<制度改正後の状況> ※令和4年の地方からの提案等に関する対応方針

- 事業所への実地指導を指定事務受託法人に委託できず、市町村の負担軽減が十分でなかったため、事業所の同意を得て任意で行う**実地指導については、指定事務受託法人に委託することが可能であることが明確化**された。

特定の法人への委託範囲拡大（国保）

- H12～21 審査支払業務の委託を可能とする法改正 -

【国民健康保険団体連合会】

- 国民健康保険法第83条の規定に基づき、国民健康保険の保険者（都道府県、市町村及び国民健康保険組合）が共同して、国民健康保険事業の目的を達成するために必要な事業を行うことを目的として都道府県単位で設立された法人。

<手法>

- 医療費等の審査支払業務のほか、給付の適正化や保険者である**市町村が行う保健事業等を都道府県単位で支援**。

<主な事務の委託状況（審査支払業務）>

平成12年4月	介護保険関係業務開始
平成19年10月	障害者総合支援関係業務開始
平成20年4月	後期高齢者医療関係業務開始
	特定健診・特定保健指導関係業務開始
平成21年10月	出産育児一時金関係業務開始

審査支払業務以外の業務（例）

【国民】

- ・ 保険者事務共同電算処理
- ・ 第三者行為損害賠償請求事務
- ・ レセプト点検の支援
- ・ 後発医薬品利用差額通知コールセンター
- ・ 保険者レセプト管理システムの運用管理
- ・ 国保事業費納付金の算定
- ・ 保険料（税）適正算定への支援
- ・ 高額療養費貸付事業
- ・ 保険料の年金からの特別徴収経由機関業務
- ・ 特定健診・特定保健指導に係る費用の支払及びデータ管理
- ・ 国保・後期高齢者ヘルスサポート事業
- ・ 保険者協議会

【後期高齢者医療】

- ・ 保険者事務共同電算処理
- ・ 第三者行為損害賠償請求事務
- ・ 後発医薬品利用差額通知コールセンター
- ・ 国保・後期高齢者ヘルスサポート事業
- ・ 保険料の年金からの特別徴収経由機関業務
- 【介護保険】
- ・ 介護保険者事務共同電算処理
- ・ 第三者行為損害賠償請求事務
- ・ 介護サービス相談・苦情処理事業
- ・ 介護給付適正化対策事業
- ・ 保険料の年金からの特別徴収経由機関業務
- 【障害者総合支援】
- ・ 障害者総合支援市町村事務共同処理

事務処理方法を規定する制度・役割分担の見直し例

◆事務処理の実施主体の広域化(広域化を促進するための都道府県の役割の明確化)

- 消防分野及び水道分野においては、**小規模な実施主体が多く**広域化が求められていたが、十分に進展していなかったため、法律上、都道府県が広域化に関する計画を定めるなど、**都道府県が広域化を進めるための役割**を担うことが定められた。

都道府県の役割の明確化 (消防)

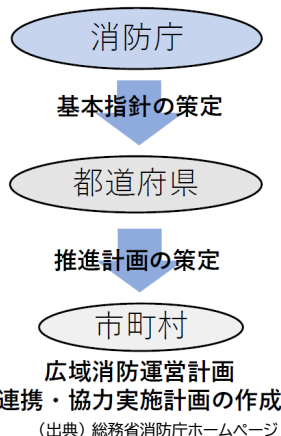
- H18 消防組織法改正 -

<制度改正の背景・理由>

- 災害の多様化、大規模化等の環境変化の中で、**特に小規模な消防本部においては、出動体制や消防車両・専門要員の確保等の限界が指摘**され、消防の広域化が推進されてきたが、管轄人口10万人未満の小規模消防本部が約6割を占めるなど、広域化が十分に進んでいないことが指摘されていた。
- 広域化が十分に進まなかった要因としては、広域化における都道府県の役割が法律上不明確であるとの指摘があった。

<手法>

- 市町村の消防の広域化を推進するための**都道府県の役割が明確化され、推進計画の策定、必要な調整・援助の実施等を行うこととされた。**



<制度改正後の状況>

- 広域化により消防本部の総数は、**811本部から720本部に減少**した(令和5年度時点)。

都道府県の役割の明確化 (上水道)

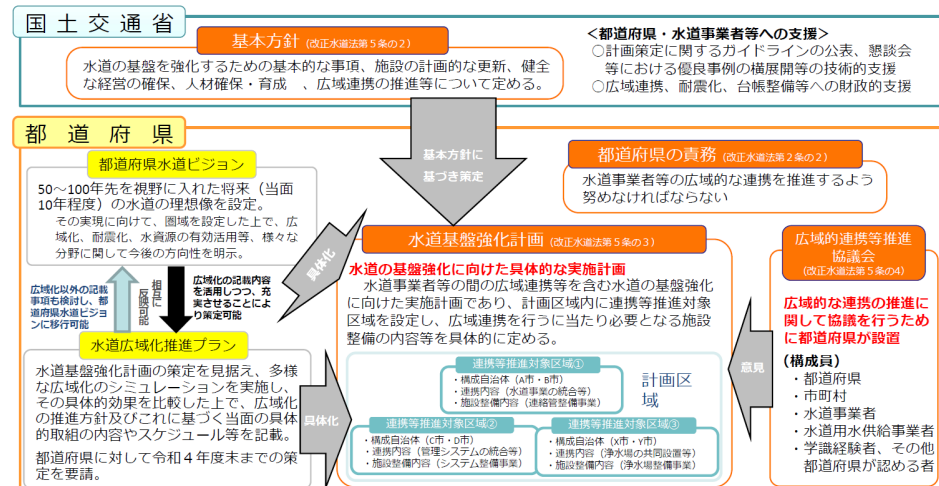
- H30 水道法改正 -

<制度改正の背景・理由>

- 水道事業は主に市町村単位で経営されており、**多くの事業が小規模**(給水人口5万人未満の小規模事業者が7割弱)で**経営基盤が脆弱**であり、職員数が大きく減少、水道施設の老朽化が進行し、耐震性も不足しているなどの課題が指摘されていた。

<手法>

- **都道府県を広域連携の推進役とすることが明確化され、水道基盤強化計画の策定、協議会の設置等を行うこととされた。**



<制度改正後の状況>

- 水道基盤強化計画が策定済みの団体は、**2府県のみ**(令和5年8月時点)。

事務処理方法を規定する制度・役割分担の見直し例

◆事務処理の実施主体の広域化(実施主体の一律的な変更)

- 後期高齢者医療分野においては、**制度運営の責任主体が不明確**であったため、また、国民健康保険分野においては、**安定的な財政運営**や**効率的な事業の実施**等が必要であったため、法改正により、それぞれ**広域連合、都道府県へと実施主体が全国一律に広域化**された。

広域連合設置義務化（後期高齢者医療）

- H18 老人保健法(現在の「高齢者の医療の確保に関する法律」)改正 -

<制度改正の背景・理由>

- 高齢者医療費を中心に医療費がますます増大することが見込まれる中、国民皆保険を維持し、将来にわたり安定的で持続可能なものとしてくことが必要な状況。
- 従来の老人保健制度は、独立した保険制度ではなく、被用者保険等の保険者に対して費用を拠出する仕組みとなっていたことから、**老人保健制度の運営主体である市町村と実質的な費用負担者が乖離**しており、制度運営の責任主体が市町村単位になっていることについての見直しの必要性等が指摘されていた。

<手法>

- 後期高齢者についての独立した医療制度を創設して負担区分を明確にし、**都道府県の区域ごとに全ての市町村が加入する広域連合が必置化**された。
- この後期高齢者医療広域連合が保険料を徴収し、医療給付を行う。なお、保険料の徴収事務や申請受付、被保険者証の引渡し等の窓口事務は市町村が処理することとされた。

<制度改正後の状況> 高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正(令和2年4月施行)

- 後期高齢者保健事業は、市町村の実施する国民健康保険の保健事業や介護保険の予防事業の取組との連携が十分に実施できていないという指摘を受け、**保健事業の実施について市町村に委託することが可能**とされた。

主体の都道府県化（国保）

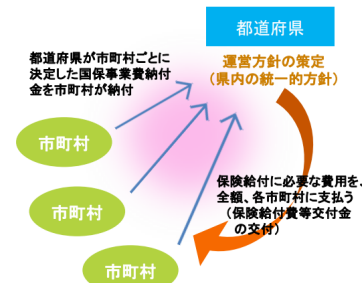
- H27 国民健康保険法改正 -

<制度改正の背景・理由>

- 市町村国保は、財政運営が不安定になる**小規模保険者が多数存在**し、一人当たり医療費・所得等において、それぞれの**格差が大きく**、**安定的な財政運営**や**効率的な事業の実施**等が必要な状況。

<手法> 国民健康保険法の一部改正(平成30年4月施行)

- **都道府県が財政運営の責任主体**となり、市町村が納付する「国保事業納付金」の額を決定、保険給付に必要な費用を全額、市町村に支払うこととされた。
- また、都道府県内の統一的な運営方針である「**国保運営方針**」を示し、**市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進**することとされた。



都道府県と市町村の役割分担

都道府県の主な役割	市町村の主な役割
・ 財政運営の責任主体	・ 国保事業費納付金を都道府県に納付 ※上の図中、青い矢印部分
・ 国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進	・ 資格を管理(被保険者証等の発行)
・ 市町村ごとの標準保険料率を算定・公表	・ 標準保険料率等を参考に保険料率を決定
・ 保険給付費等交付金の市町村への支払い ※上の図中、赤い矢印部分	・ 保険料の賦課・徴収
	・ 保険給付の決定、支給

(出典)厚生労働省ホームページ

事務処理方法を規定する制度・役割分担の見直し例

◆専門性を有する職員の要件の緩和

- 建築分野、保育分野、社会福祉分野において、**専門性を有する資格保有職員が不足**していたため、それぞれ法改正により**建築主事に準ずる新たな職を創設**、省令改正により看護師以外に**保育士の代替可能範囲を拡大**、通知発出により**任用後の社会福祉主事任用資格の取得を許容**することとされた。

新たな職の創設（土木）

- R5 建築基準法改正 -

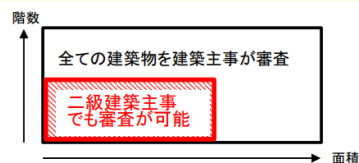
<制度改正の背景・理由>

- 建築確認の事務を行う建築主事に必要とされる建築基準適合判定資格者検定の受検資格は、一級建築士試験に合格した者に限定されていた。
- 検定の受検者や合格者の減少、資格者の高齢化により、**建築確認関係事務の担い手不足が課題**となっていた。

<手法>

- 二級建築士試験合格者による受検を可能とし、当該検定に合格した者は、**「建築副主事」として小規模な建築物等※に限り、建築確認関係事務を行うことが可能**とされた。※ 二級建築士が設計・工事監理を行うことができる戸建て住宅等の建築物等

- 建築主事→従前から変更無し
- **二級建築主事（仮称）※→小規模な建築物の適法性を審査**



（出典）内閣府ホームページ

※ 建築基準法において「建築副主事」として制度化

他資格の代替範囲拡大（保育）

- H27 省令改正 -

<制度改正の背景・理由>

- こどもの体調急変への適切な対応等を行う体制の確保を促進するため、看護師又は保健師を保育士として配置することが可能とされていたが、**看護師の需要は高く確保が困難**であった。

<手法>

- **准看護師についても、保育士として配置することが可能**とされた。



（出典）内閣府ホームページ

任用後の任用資格取得（社会福祉）

- H15 通知 -

<制度改正の背景・理由>

- 福祉事務所で生活保護受給者への対応等を行う職員は、社会福祉主事でなければならないこととされていた。
- 地方分権改革推進会議において、都道府県等に置かれる職員の必置規制の見直しの対象とされた。

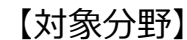
<手法> 通知（平成15年6月～）

- 人事の弾力的な運用・活性化等を図る観点から、**採用時及び異動時において社会福祉主事の任用資格を有しない者についても、その後に任用資格取得のための措置を講ずることを条件に、配置することが可能**とされた。

【任用資格取得のための措置】社会福祉法19① ii

- ・ 全社協中央福祉学院社会福祉主事資格認定通信課程、日本社会事業大学通信教育科（通信1年）
- ・ 指定養成機関を修了（22科目1,500時間）
- ・ 都道府県講習会（19科目279時間）

- (イメージ図)



- 【実施内容】

- 36

「連携中枢都市圏構想」の推進(平成26年度～)

連携中枢都市圏の意義とは

- 地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成

連携中枢都市圏に何が求められているのか

① 圏域全体の経済成長のけん引

産学金官の共同研究・新製品開発支援、六次産業化支援 等

② 高次の都市機能の集積・強化

高度医療の提供体制の充実、高等教育・研究開発の環境整備 等

③ 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

地域医療確保のための病院群輪番制の充実、
地域公共交通ネットワークの形成 等

連携中枢都市圏をいかに実現するか

- 地方自治法を改正し、地方公共団体間の柔軟な連携を可能とする「連携協約」の制度を導入(平成26年11月1日施行)
- 平成26年度から、連携中枢都市圏の形成等を推進するため、国費により支援
- 平成27年度から、地方交付税措置を講じて全国展開

➤ 連携中枢都市圏形成のための手続き

連携中枢
都市宣言

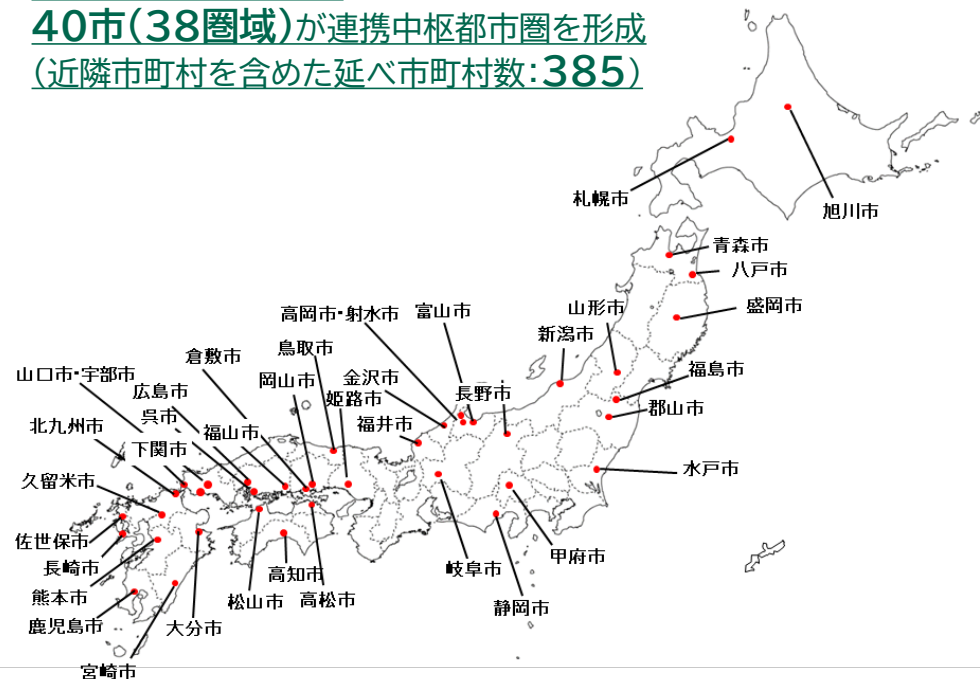


連携協約
の締結



都市圏ビジョン
の策定

令和7年4月1日現在、
40市(38圏域)が連携中枢都市圏を形成
(近隣市町村を含めた延べ市町村数:**385**)



【連携中枢都市圏とは】

地方圏において、昼夜間人口比率おおむね1以上の指定都市・中核市と、社会的、経済的に一体性を有する近隣市町村とで形成する都市圏

※ただし、隣接する2つの市(各市が昼夜間人口比率1以上かつ人口10万人程度以上の市)の人口の合計が20万人を超え、かつ、双方が概ね1時間以内の交通圏にある場合において、これらの市と社会的、経済的に一体性を有する近隣市町村とで形成する都市圏についても、連携中枢都市圏と同等の取組が見込まれる場合においては、これに該当するものとする。

連携中枢都市圏構想の推進に向けた総務省の財政措置の概要

- 地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点である「連携中枢都市圏」を形成することを目的に、連携中枢都市圏形成に係る連携協約を締結し、連携中枢都市圏ビジョンを策定した連携中枢都市及び連携市町村の取組に対して、必要な財政措置を講じる。

1. 連携中枢都市及び連携市町村の取組に関する包括的財政措置(※複眼型も同様に措置。以下同じ。)

(1) 連携中枢都市の取組に対する包括的財政措置

① 普通交付税措置

「経済成長のけん引」及び「高次都市機能の集積・強化」の取組に対する財政措置

(圏域人口に応じて算定／例：圏域人口75万で約2億円)

② 特別交付税措置

「生活関連機能サービスの向上」の取組に対する財政措置
1市当たり年間1.2億円程度を基本として、人口・面積等を勘案して上限額を設定(措置率0.8)

(2) 連携市町村の取組に対する特別交付税措置

1市町村当たり年間1,800万円を上限(措置率0.8)

2. 地域活性化事業債の充当

・「連携中枢都市圏構想の推進」に真に必要な取組に資する施設整備に対し、地域活性化事業債を充当。
(充当率：90%、交付税算入率：30%)

3. 外部人材の活用に対する財政措置(特別交付税)

・圏域外における専門性を有する人材の活用
(措置率0.8)、上限700万円、最大3年間の措置

4. 民間主体の取組の支援に対する財政措置

(1) 民間への融資等を行うファンド形成に関する財政措置
ファンド形成に一般単独事業債を充当(90%)、
償還金利子の50%に特別交付税

(2) ふるさと融資の融資比率及び融資限度額の引き上げ
(例：融資比率35%→45%)

5. 個別の施策分野における財政措置

(1) 病診連携等による地域医療の確保に対する財政措置
病診連携等の事業に要する市町村の負担金に対する
特別交付税措置(措置率0.8、上限800万円)

(2) ヘキ地における遠隔医療に対する特別交付税措置の
拡充(措置率0.6→0.8)

6. 連携中枢都市圏の形成に対応した辺地度点数の算定要素の追加

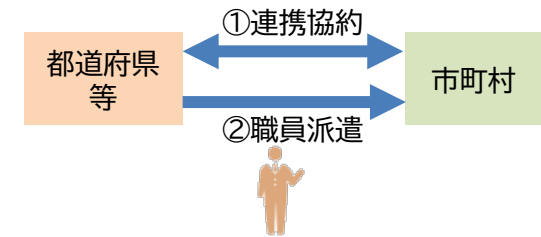
・辺地度点数の算定に当たって、「近傍の市役所等」として、連携中枢都市までの距離により算定可能

地方公務員の人材確保に係る特別交付税措置(令和6年度～)

- 地方公共団体において、小規模市町村を中心として、専門性を有する人材の配置が困難な状況が見られることから、都道府県等が、市町村と連携協約を締結した上で、保健師、保育士、税務職員など、当該市町村が必要とする専門性を有する人材を確保し派遣する場合の募集経費及び人件費について、新たに特別交付税措置を創設。

地方公務員の人材確保に係る特別交付税措置の概要

- 都道府県等が、市町村(政令指定都市・中核市・県庁所在地を除く。)と連携協約(※1)を締結し、当該市町村が必要とする専門性を有する人材(※2)を確保し派遣する場合の募集経費及び人件費(※3)について、特別交付税措置(措置率0.5)を講ずる。(財政力補正なし)



※1:地方自治法第252条の2第1項に規定する連携協約をいう。連携協約には基本方針や役割分担のほか、派遣される職員に求められる専門性を規定することが必要。(具体的な派遣される職員数、期間等については、必ずしも連携協約に規定する必要はないが、連携協約を踏まえ、派遣元団体と派遣先団体の間の協定・覚書等に明示的に記載。)

※2:保健師や保育士、税務(地方税の徴収等)や用地(道路建設に伴う買収等)など、様々な分野における専門性を有する人材が対象。

※3:任期の定めのない常勤職員(①主な所掌事務が市町村支援業務である職員、かつ、②対象人材(連携協約に規定された専門人材)の業務に従事する専門職員として採用されている者(又は準じた人事上の取扱いを受ける者))・任期付職員・非常勤職員の人件費が対象。

【対象経費等】

(1)連携協約に基づく専門人材の確保に要する募集経費

- ・専門人材を派遣する都道府県等への措置
派遣する専門人材の職種に係る募集経費 × 0.5
上限額:100万円/団体

(2)連携協約に基づき派遣する専門人材の人件費

- ・専門人材を派遣する都道府県等への措置
人件費 × 0.5
上限額:600万円程度/人
※市町村からの負担金がある場合は控除
※自治法派遣の場合は対象外
- ・専門人材を受け入れる市町村への措置
負担金 × 0.5
上限額:600万円程度/人
※自治法派遣の場合に対象
※連携協約に基づく派遣先ポストにつき、派遣初年度分のみ措置対象

広域連携の深化に向けて、取組事例集を公開しています

○ 公共施設の集約化・専門人材の確保に係る先進事例をとりまとめた事例集を作成し、総務省HPで公開中。

持続可能な地域を創る 広域連携の深化に向けて

公共施設の集約化・専門人材の確保 取組事例集



目次①

第1章 はじめに

1.1 広域連携の必要性	4
--------------	---

第2章 自治体間の連携の手法

2.1 多様な広域連携	6
2.2 事務の共同処理制度	6

第3章 公共施設の集約化

3.1 公共施設の集約化の取組について	8
3.2 公共施設の集約化に関する取組事例	9
3.2.1 取組事例 ● <長崎県立・大村市立図書館の集約>	10
3.2.2 取組事例 ② <土岐市立総合病院・東濃厚生病院(瑞浪市)の集約>	17
3.2.3 取組事例 ③ <秋田県民会館・秋田市文化会館の集約>	23
3.2.4 取組事例 ④ <山形市・周辺市町の給食炊飯施設の集約>	28

第4章 専門人材の確保

4.1 専門人材の確保の取組について	37
4.2 専門人材の確保に関する取組事例	38
4.2.1 取組事例 ● <県が森林管理の専門人材を確保・育成し、市町村に派遣>	39
4.2.2 取組事例 ② <県と市町の職員を共通人材として配属・育成>	43
4.2.3 取組事例 ③ <事業者を活用した市町村へのデジタル人材派遣>	48
4.2.4 取組事例 ④ <連携中枢都市の技術職員を連携市町へ派遣>	52



広域連携の深化に向けて、取組事例集を公開しています

第3章 公共施設の集約化

3.2 公共施設の集約化に関する取組事例

公共施設の集約化の取組について、4つの取組事例を紹介します。

取組の概要は以下のとおりです。取組におけるポイントの詳細は、後続の事例を参照ください。

自治体名・取組

3.2.1 取組事例 ① <長崎県立・大村市立図書館の集約>

関係
自治体 長崎県・大村市

長崎県立長崎図書館(長崎市)と大村市立図書館を統合し、県・市一体型の図書館を大村市に整備



3.2.2 取組事例 ② <土岐市立総合病院・東濃厚生病院(瑞浪市)の集約>

関係
自治体 土岐市・瑞浪市

土岐市立総合病院・瑞浪市の東濃厚生病院を集約し、組合立の医療センターを土岐市内に整備



3.2.3 取組事例 ③ <秋田県民会館・秋田市文化会館の集約>

関係
自治体 秋田県・秋田市

県民会館と市文化会館の機能を集約し、県・市立の文化施設を整備



3.2.4 取組事例 ④ <山形市・周辺市町の給食炊飯施設の集約>

関係
自治体 山形市・連携市町

連携中枢都市圏構成市町により山形広域炊飯施設を整備



取組におけるポイント

- 県内図書館との連携や資料に関する業務は県が、来館者へのサービスは市が担うなど、**役割分担を整理**
- 旧県立長崎図書館跡地に整備した郷土資料センターにおいて、本の取り寄せや返却ができる**サテライト機能を整備**

- 両市による広報誌での周知や再編説明会の実施、市長と語る会のテーマとするなど、**住民に対して丁寧に説明**
- 既存病院を存置した場合の維持管理費の増加なども含め、**他の解決策と比較・検討**

- 県内文化団体への聞き取り調査・意見交換会や、有識者を交えた検討委員会の開催、パブコメ等により、**丁寧に調整や方針決定等を実施**
- 県へ市職員を派遣し、課題認識等を共有**

- 広域化により**給食費の負担を軽減**
- 建設後の米飯単価等を比較したうえで、合意形成を図った
- 連携事業としたことで、維持管理に要する経費について、**特別交付税措置や、地域活性化事業債の活用が可能となり、財政負担を軽減**

第4章 専門人材の確保

4.2 専門人材の確保に関する取組事例

専門人材の確保の取組について、4つの取組事例を紹介します。

取組の概要は以下のとおりです。取組におけるポイントの詳細は、後続の事例を参照ください。

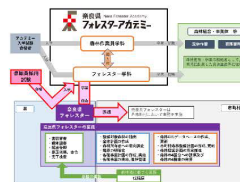
自治体名・取組

取組におけるポイント

4.2.1 取組事例 ① <県が森林管理の専門人材を確保・育成し、市町村に派遣>

関係
自治体 奈良県・県内市町村

県が森林環境管理の専門人材を育成し、アカデミー卒業後に県内市町村に長期派遣

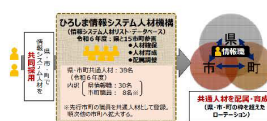


- 派遣前に、派遣候補者全員が配属される可能性がある市町村を訪問する勉強会を行い、**地域・森林を見る機会を設ける**
- 市町村の給与水準にばらつきがあるため、**県基準で給与を支給**
- 県職員が派遣先市町村を巡回訪問し、指導・フォロー**

4.2.2 取組事例 ② <県と市町の職員を共通人材として配属・育成>

関係
自治体 広島県・県内市町

県が採用した情報職や市町の既存職員を、県と市町の共通人材として登録し、県・市町の枠を超えて共通人材を育成

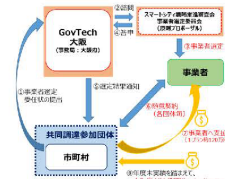


- 民間の募集サイトを活用して任期付職員を採用**
- 求められる**人材のジョブタイプ(10種類)を整理し**、必要な人材について県と市町で共通理解を促進
- 配属後も月2回、配属職員による**連携会議を開催し、県職員や共通人材間でノウハウを共有**

4.2.3 取組事例 ③ <事業者を活用した市町村へのデジタル人材派遣>

関係
自治体 大阪府・府内市町村

事業者との契約により専門人材を確保し、事務負担を軽減



- 市町村からの要望を踏まえ、府が**7つの支援プランにパッケージ化し**、当該仕様に対応できる事業者を選定
- 府職員も原則として**事業者と市町村の打ち合わせに同行し、伴走支援を実施**
- 中間報告、最終報告を通じて**成果や好事例を共有**

4.2.4 取組事例 ④ <連携中枢都市の技術職員を連携市町へ派遣>

関係
自治体 広島市・連携市町

技術職員を広島市が確保し、連携市町に派遣



- 広島市が毎年度数人程度の技術職員を確保し、「**復旧・復興支援技術職員派遣制度**」を活用することで、派遣を受ける市町における人件費の負担を不要とする
- 広島市が連携市町に対して**希望事項等を調査**した上で、職員を派遣